
玉 城 町
第3次障がい者基本計画・
第5期障がい福祉計画・
第1期障がい児福祉計画

平成 30 年3月

玉 城 町

もくじ

第1部	総論	1
第1章	計画の策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	国の制度及び法改正の動向	3
4.	計画の期間	4
5.	計画の策定体制	5
第2章	玉城町の障がいのある人を取り巻く現状	6
1.	人口の推移	6
2.	障がいのある人の状況	7
3.	意識調査結果からみる現状と課題	13
4.	各団体からのヒアリング結果	28
5.	地域自立支援協議会各部会からの提案	29
6.	第2次障がい者基本計画での取り組み状況と課題について	30
第3章	計画の基本理念と基本目標	35
1.	基本理念	35
2.	基本目標	35
3.	施策の体系	37
4.	重点的な取り組み	38
第2部	玉城町第3次障がい者基本計画	39
第1章	施策の基本方向と取り組み	39
1.	障がいを理由とする差別の解消及び障がいのある人への理解を深めます	39
2.	行政上の配慮を充実し、自己決定を支援します	43
3.	安心できる地域生活を支援します（生活支援）	46
4.	健康の保持・増進を支援します（保健・医療）	52
5.	生涯にわたり学ぶ機会を確保します（教育・療育）	55
6.	いきいきと働ける環境をつくります（雇用・就労）	59
7.	安全で暮らしやすい生活環境を築きます（防災・生活環境）	61
第3部	第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画	64
第1章	障がい福祉サービスの利用状況	64
1.	障がい福祉サービスの利用状況	64
2.	地域生活支援事業の提供状況	68

第2章 障がい福祉サービス等の整備・充実	72
1. 障がい福祉サービスの提供にあたっての考え方	72
2. 平成32年度の目標値の設定	73
3. 障がい福祉サービスの見込み量と確保策	76
4. 地域生活支援事業の見込み量	81
第3章 障がい児福祉サービスの利用状況	89
1. 障がい児福祉サービスの利用状況	89
第4章 障がい児福祉サービスの整備・充実	90
1. 障がい児福祉サービスの提供についての考え方	90
2. 平成32年度の目標値の設定	91
3. 障がい児福祉サービスの見込み量と確保策	92
4. 保育施設等における障がい児入所者数の見込み量	93
第4部 計画の推進	94
第1章 推進体制	94
1. 関係各課・関係機関・関係団体との連携	94
2. 計画の点検・評価体制	94
資 料 編	95
1. 玉城町地域自立支援協議会設置要綱	95
2. 策定経過	97
3. 玉城町地域自立支援協議会委員名簿	98
4. 用語説明	99

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本町では、平成19年3月に「障がい者基本計画・障がい福祉計画」を策定し、「だれもが自分らしく、心豊かに暮らせる安心と共生のまちづくり」を基本理念に、障がい者施策を進めてきました。障がい者基本計画は平成24年に第2次計画へと改定し、障がい福祉計画も国の施策を反映して3度にわたる改定を行ってきました。

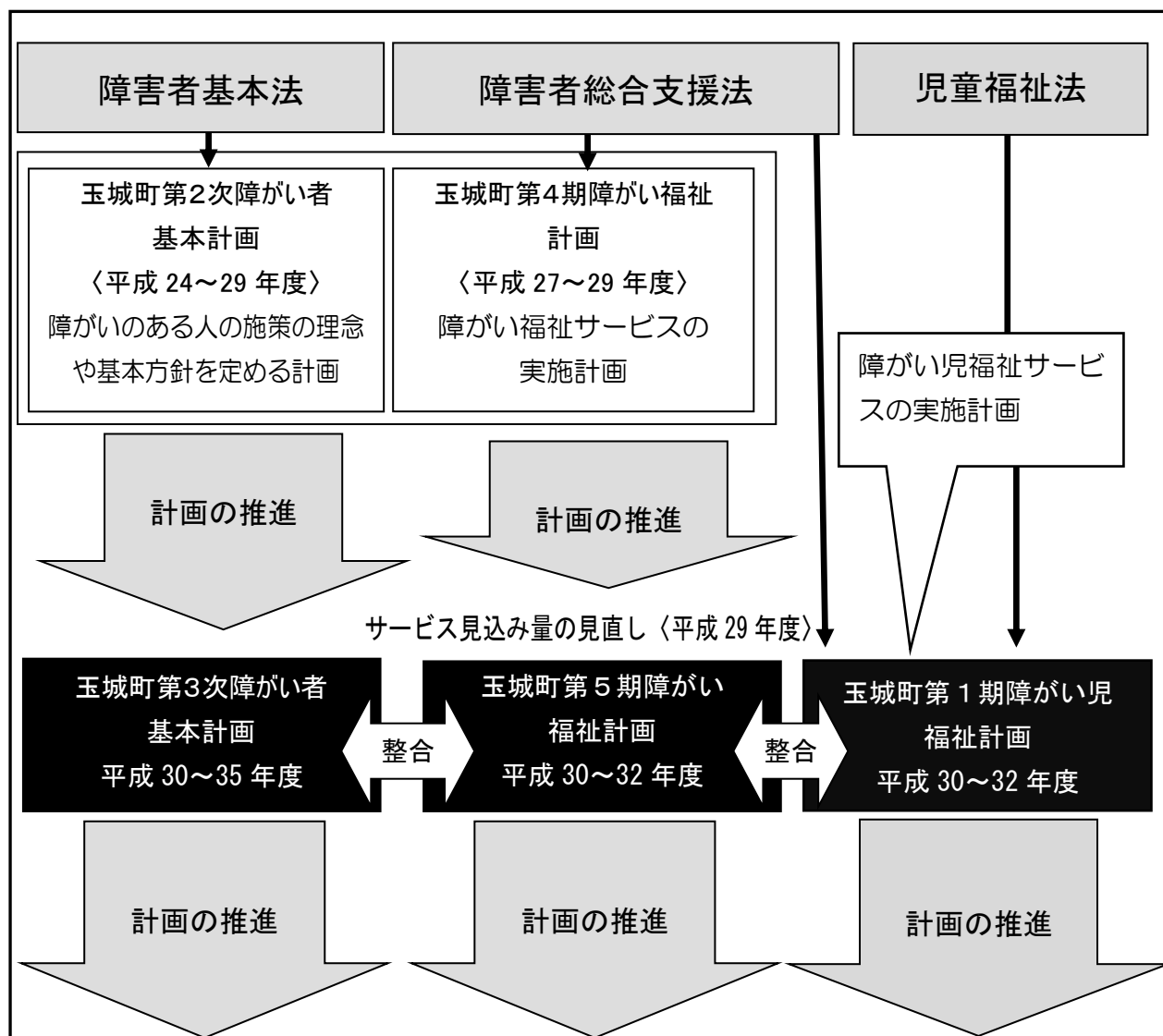
この間、国においては平成26年1月に「障害者権利条約」の批准と、それに向けた国内法の整備・改正が行われ、障がい者支援に関する制度や施策の考え方は、近年大きく変化しています。平成23年の「障害者基本法」の大幅な改正においては、「すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という理念が掲げられ、障がい者支援に関連する法律のすべてに通じる基本目標とされました。また、障がい者の定義についても、「個人の機能障がいにより原因があるもの」と考える「医療モデル」から、「社会的障壁」による日常生活や社会生活に制限を受けることを問題にする「社会モデル」に大きく転換し、共生社会の実現は社会全体の課題であることが示されています。さらに、平成23年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、平成24年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法・障害者自立支援法の改正法）」、平成25年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定や、同じく平成25年の「障害者の雇用の促進に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正など、共生社会の実現に向けた障がい者の権利擁護、生活支援、差別解消、就労等の幅広い分野での法整備が進んでいます。

平成28年6月には、「児童福祉法」が改正され、市町村に対し、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制を確保する方策などを定めた市町村障がい児福祉計画の策定が義務づけられました。

一方で、地域社会に目を向ければ、障がいの有無に関わらずだれもが安心して暮らせる共生社会の実現には、まだ多くの課題があります。「だれもが自分らしく、心豊かに暮らせる安心と共生のまちづくり」の実現に向け、国内外の動向や本町の現状、施策の課題を踏まえ、「玉城町第3次障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

2. 計画の位置づけ

- 「玉城町第3次障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障がい者計画」として、本町における障がい者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。
- 「玉城町第5期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障がい福祉計画」として、平成32年度を目標年度として障がいのある人の地域移行や一般就労への移行について数値目標を定めるとともに、「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスについて平成30年度から平成32年度までにおける必要量及び必要量確保のための方策を定めた計画です。
- 「玉城町第1期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条20項に基づく「市町村障がい児福祉計画」として、障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備に係る平成32年度末の数値目標を設定するとともに、障がい児福祉サービスを提供するための方策を定めた計画です。



3. 国の制度及び法改正の動向

平成 18 年に国連総会で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、我が国では平成 19 年に署名するとともに、条約批准に向けて国内法の整備が進められました。平成 23 年には「障害者基本法」が大幅に改正され、「すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな理念が掲げられました。平成 23 年には「障害者虐待防止法」（平成 24 年 10 月施行）、平成 24 年に「障害者総合支援法」が成立（平成 25 年 4 月施行）、平成 25 年には、障がいのある人への差別的取り扱いを禁止し、公的機関に必要な配慮を義務づける「障害者差別解消法」が成立（平成 28 年 4 月施行）し、これらの国内法の整備を経て、平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」が批准されました。

さらに、平成 28 年には「障害者総合支援法」並びに「児童福祉法」が改正（平成 30 年 4 月施行）され、市町村に対して障がい児福祉計画の策定が義務づけられました。平成 28 年には「発達障害者支援法」が改正・施行され、乳幼児から高齢期まで切れ目のない支援を行うことや、発達障がいについて社会全体が理解を深め、支えることなどが定められました。また、平成 28 年には、成年後見制度の利用を推進し、認知症高齢者や障がいのある人の権利を守り、意思に基づいた生活を支援することなどを目的とする「成年後見制度利用促進法」も制定・施行されました。

関連法の動向

平成 24 年 10 月	障害者虐待防止法 施行
平成 25 年 4 月	障害者総合支援法 施行（一部は平成 26 年 4 月施行） 障害者優先調達推進法 施行
平成 25 年 6 月	成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律 施行
平成 26 年 4 月	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 施行
平成 27 年 1 月	難病の患者に対する医療等に関する法律 施行
平成 28 年 4 月	障害者差別解消法 施行 改正障害者雇用促進法 施行
平成 28 年 5 月	成年後見制度利用促進法 施行
平成 28 年 8 月	発達障害者支援法の一部を改正する法律 施行
平成 30 年 4 月	改正障害者総合支援法 施行 改正児童福祉法 施行

4. 計画の期間

「玉城町第3次障がい者基本計画」の計画期間は平成30年度から平成35年度の6年間とし、「玉城町第5期障がい福祉計画」及び「玉城町第1期障がい児福祉計画」の計画期間は平成30年度から平成32年度の3年間とします。

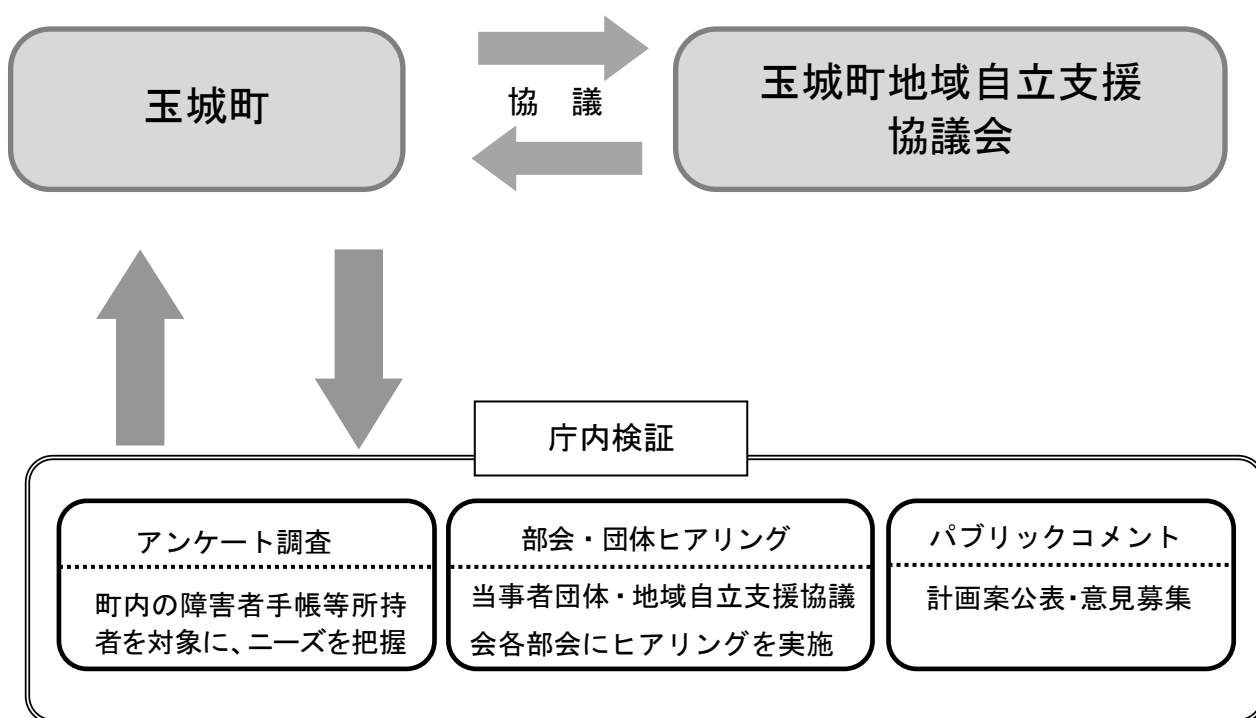
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
玉城町第2次障がい者基本計画			玉城町第3次障がい者基本計画 (本計画)					
玉城町第4期障がい福祉計画			玉城町第5期障がい福祉計画 (本計画)			玉城町第6期障がい福祉計画		
			玉城町第1期障がい児福祉計画 (本計画)			玉城町第2期障がい児福祉計画		

5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、玉城町地域自立支援協議会の意見や情報を踏まえながら策定しました。

また、計画立案にあたっては、障がいのある人を対象としたアンケート調査や地域自立支援協議会各部会・団体等へのヒアリング調査を実施し、幅広い意見の反映に努めました。

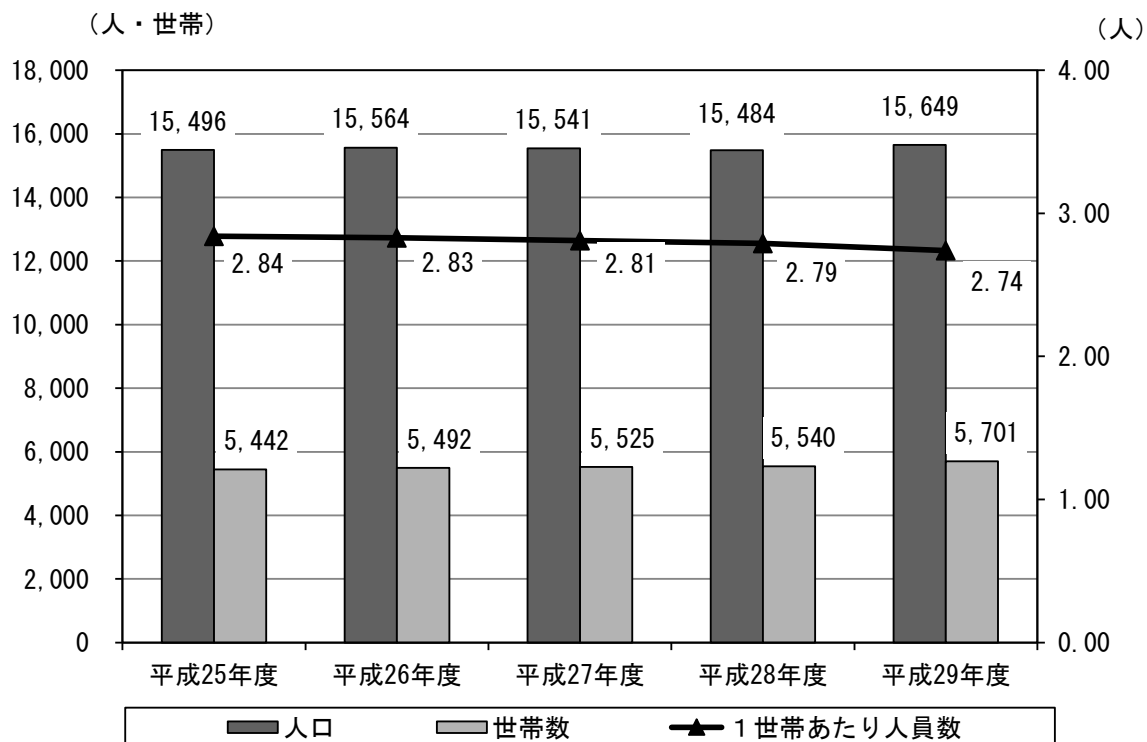
■体制イメージ



第2章 玉城町の障がいのある人を取り巻く現状

1. 人口の推移

本町の人口推移をみると、平成 25 年度は 15,496 人でしたが、平成 29 年 6 月末では 15,649 人となり、微増となっています。世帯数は増加傾向にあります。1 世帯あたりの人員は年々減少しており、平成 29 年度は 2.74 人となっています。



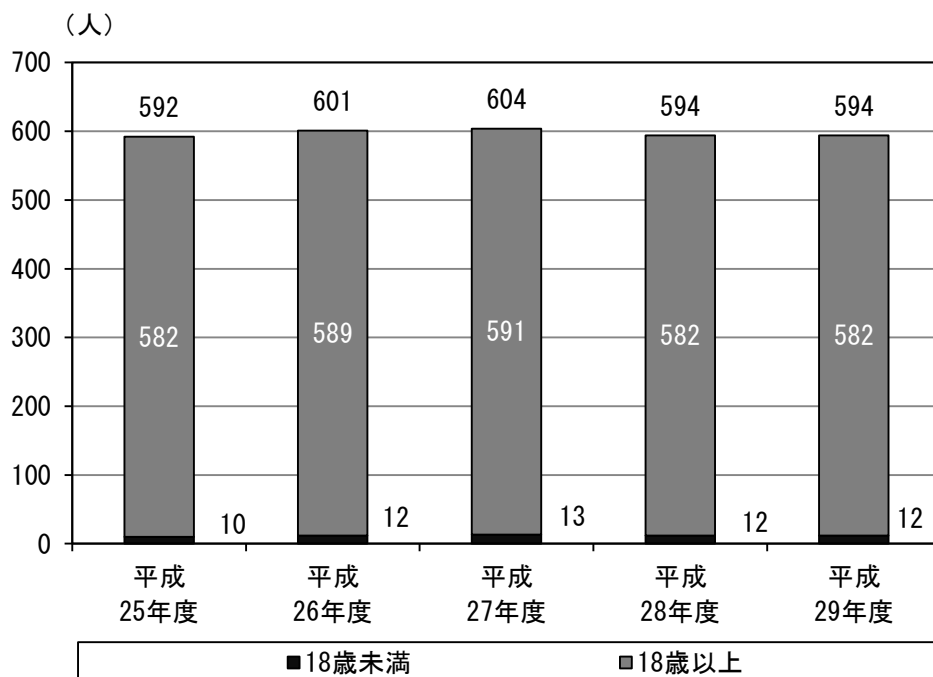
資料：住民基本台帳（各年度 3 月末、平成 29 年度は 6 月末）

2. 障がいのある人の状況

(1) 身体障がいのある人の状況

①身体障害者手帳所持者数の推移

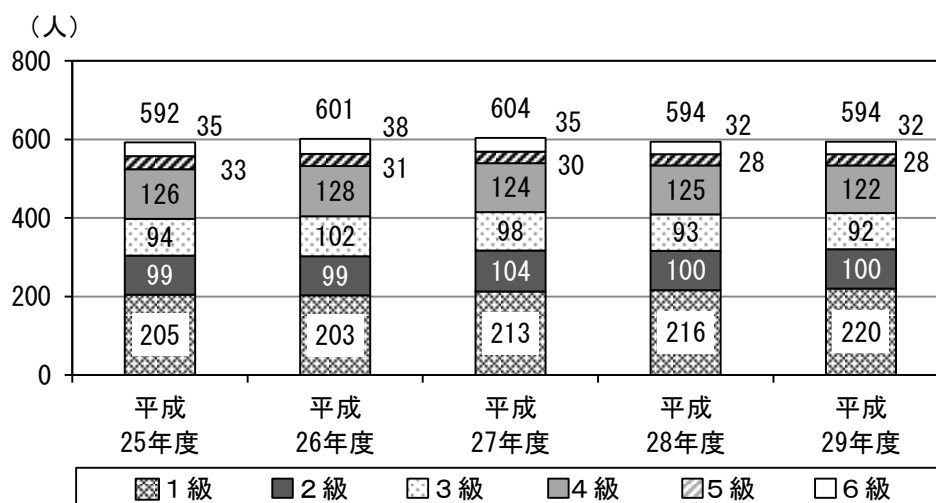
平成 29 年度の身体障害者手帳所持者数（6月末現在）は 594 人で、このうち「18 歳未満」は 12 人となっています。いずれも、平成 25 年度と比べて、ほぼ横ばいとなっています。



資料：玉城町生活福祉課（3月末、平成 29 年度は 6 月末）

②身体障害者手帳所持者の等級

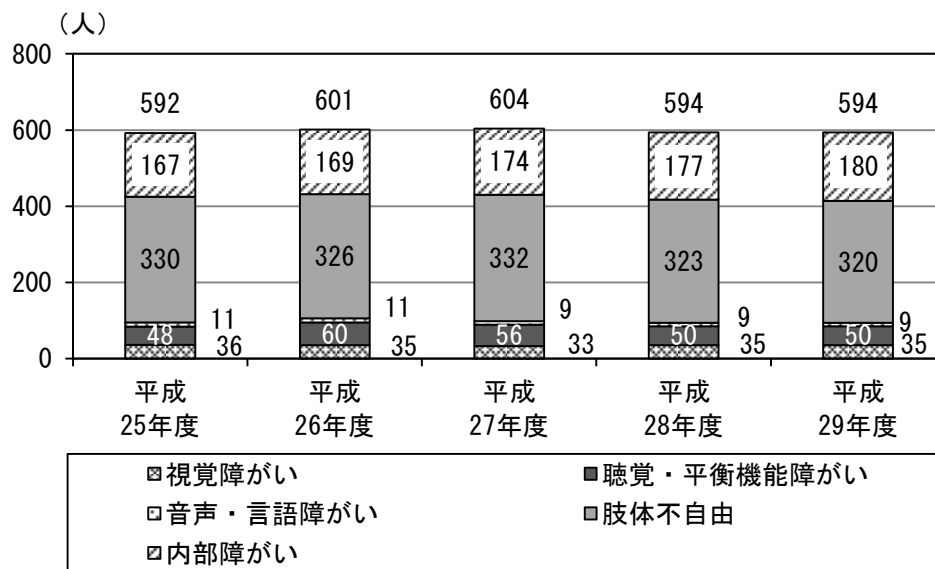
身体障害者手帳所持者の等級は、いずれの年度も「1 級」が最も多く、次いで「4 級」となっています。



資料：玉城町生活福祉課（3月末、平成 29 年度は 6 月末）

③身体障害者手帳所持者の障がいの内容

身体障害者手帳所持者の障がいの内容は、いずれの年度も「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」、「聴覚・平衡機能障がい」となっています。

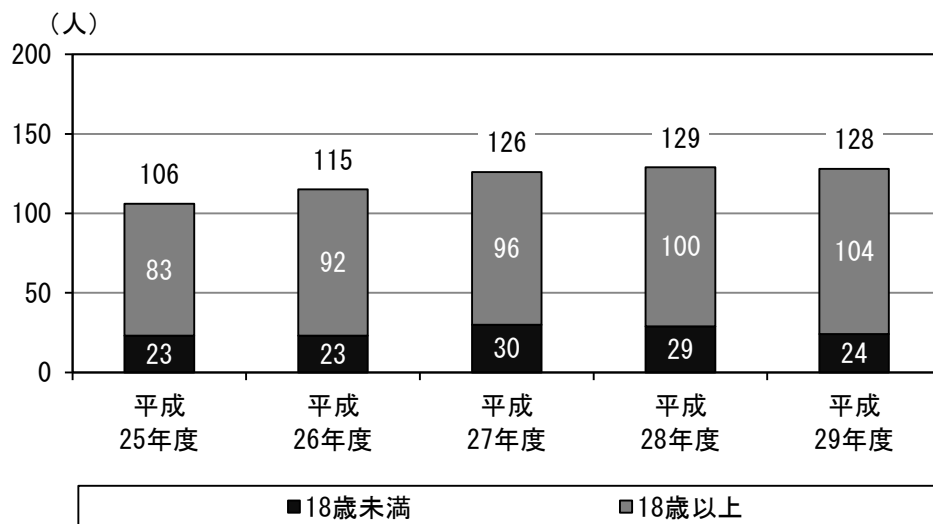


資料：玉城町生活福祉課（3月末、平成29年度は6月末）

（２）知的障がいのある人の状況

①療育手帳所持者数の推移

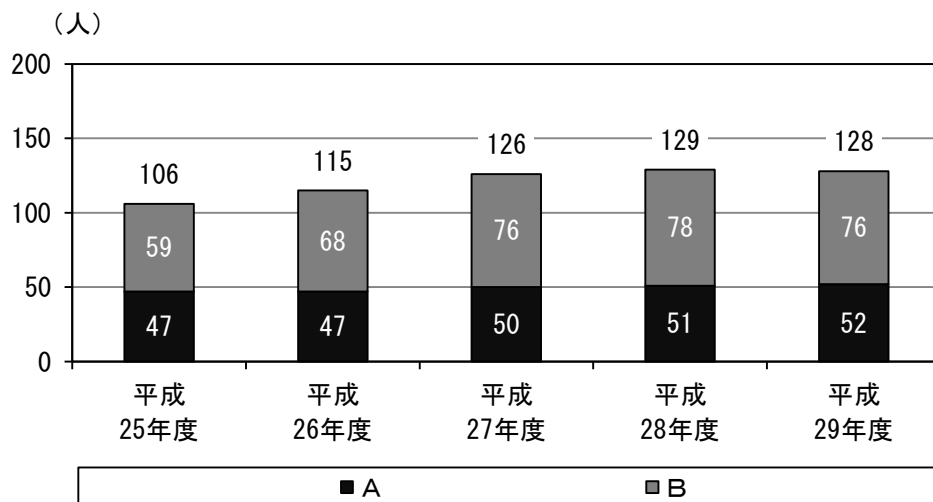
療育手帳所持者数は、平成 29 年度は 128 人で、平成 25 年度に比べて 22 人増加しています。「18 歳未満」は、平成 27 年度の 30 人をピークに減少しています。



資料：玉城町生活福祉課（3月末、平成 29 年度は 6 月末）

②療育手帳所持者の等級

療育手帳所持者の手帳の等級は、平成 29 年度は「B」が 76 人で、平成 25 年度に比べて 17 人増えています。「A」は 52 人で、平成 25 年度より 5 人増加しています。

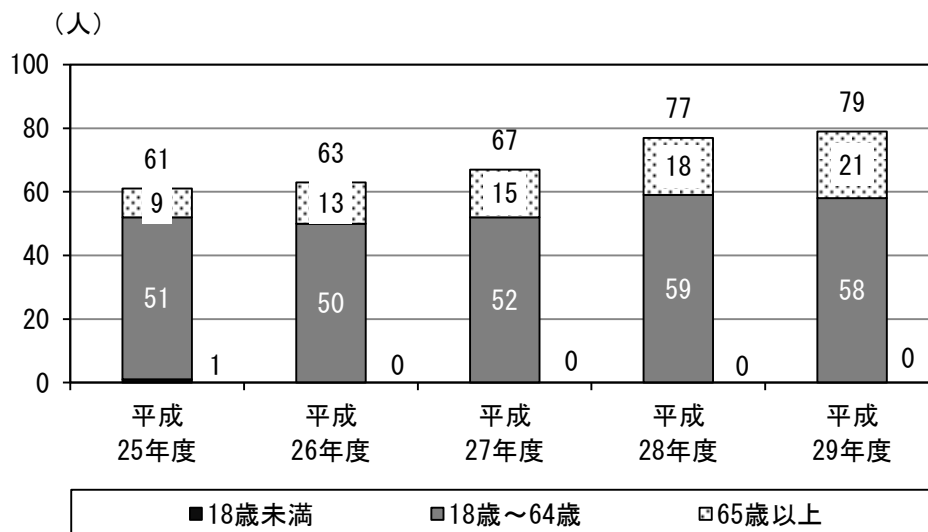


資料：玉城町生活福祉課（3月末、平成 29 年度は 6 月末）

(3) 精神障がいのある人の状況

①精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

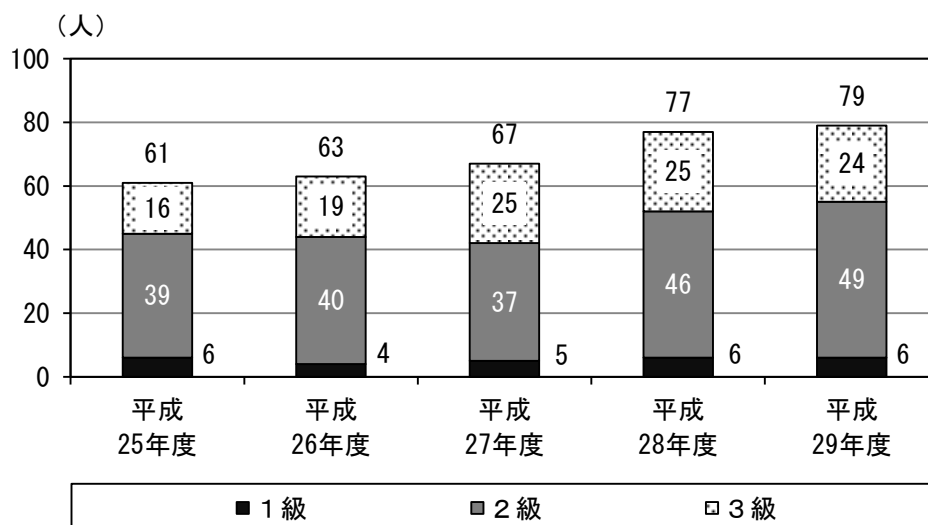
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 29 年度は 79 人で、平成 25 年度に比べて 18 人増加しています。「18 歳未満」は、平成 25 年度は 1 人でしたが、その後は 0 人となっています。「18～64 歳」は、平成 29 年度は 58 人で、平成 25 年度より 7 人増えています。いずれの年度も、「18～64 歳」が半数以上となっています。



資料：玉城町生活福祉課（3月末、平成 29 年度は 6 月末）

②精神障害者保健福祉手帳所持者の等級

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級は、いずれの年度も「2 級」が最も多く、次いで「3 級」、「1 級」となっています。平成 29 年度の「2 級」は 49 人で、平成 25 年度に比べて 10 人増加しています。



玉城町生活福祉課（3月末、平成 29 年度は 6 月末）

（４）難病（特定疾患）のある人の状況

特定疾患のある人は、平成 29 年度は 110 人で、平成 25 年度より 4 人増えています。小児特定疾患のある人は、平成 29 年度は 13 人となっています。

平成 29 年度の特定疾患の患者数の内、患者数が最も多いのは潰瘍性大腸炎で 19 人、次いで網膜色素変性症が 11 人、パーキンソン病が 10 人となっています。

①特定疾患の人数の推移

（単位：人）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定疾患	106	105	107	108	110
小児特定疾患	18	13	15	14	13

資料：玉城町地域包括支援室・伊勢保健所

②平成 29 年度の患者数の上位 3 つの疾患名

（単位：人）

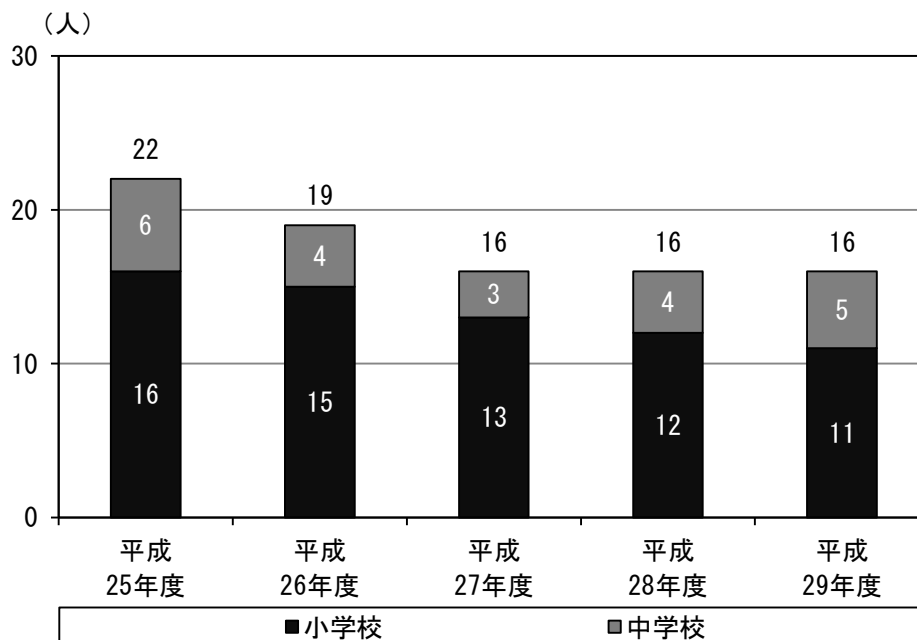
疾患名	
潰瘍性大腸炎	19
網膜色素変性症	11
パーキンソン病	10

資料：玉城町地域包括支援室・伊勢保健所

（５）障がいのある児童の状況

①特別支援学級の在籍者数の推移

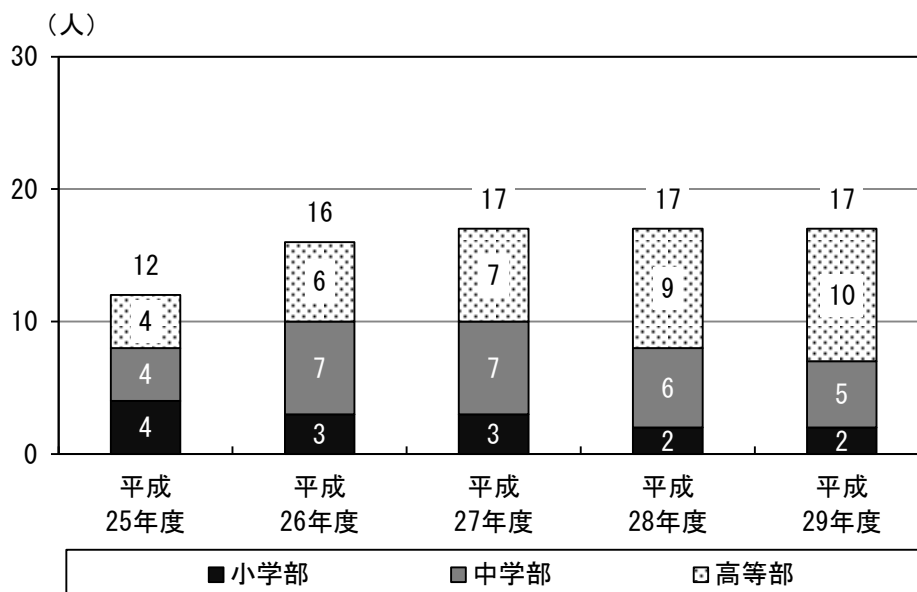
特別支援学級の在籍者数は、平成 29 年度は 16 人で、ここ 3 年間は横ばいとなっています。



資料：玉城町教育委員会（５月１日現在）

②特別支援学校の在籍者数

特別支援学校の平成 29 年度の在籍者数は 17 人で、平成 25 年度より増えていますが、平成 27 年度からは横ばいで推移しています。高等部が最も多く、10 人となっています。



資料：玉城町教育委員会（５月１日現在）

3. 意識調査結果からみる現状と課題

＜手帳所持者対象の調査＞

①調査の目的

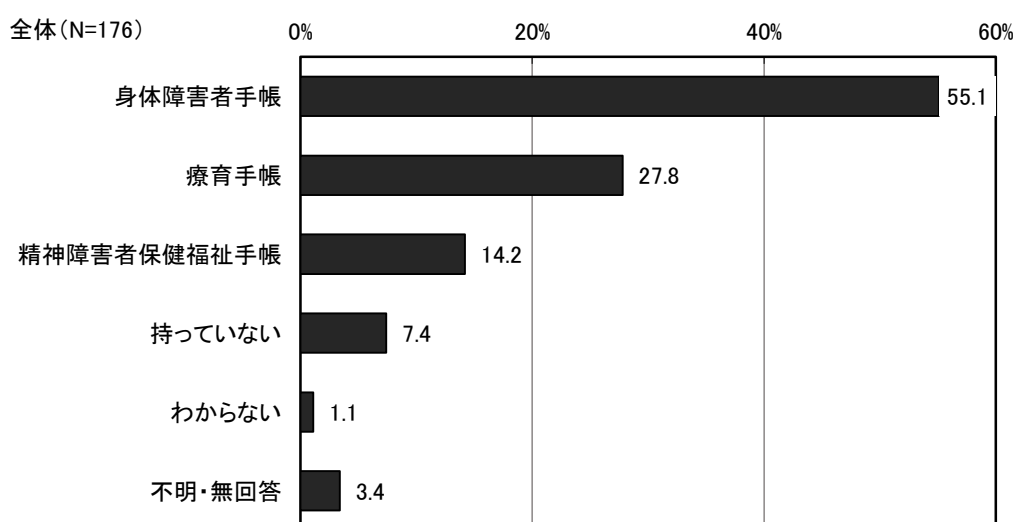
本調査は、「玉城町第3次障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定するにあたり、障がいのある人の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向などを把握し、計画策定の基礎資料として障がい者福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

②調査数・期間等

- 調査地域：玉城町全域
- 調査期間：平成29年3月7日～平成29年3月23日
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査対象者：身体障害者手帳所持者
療育手帳所持者
精神障害者保健福祉手帳所持者
自立支援医療費（通院）交付者
※すべて65歳未満の方

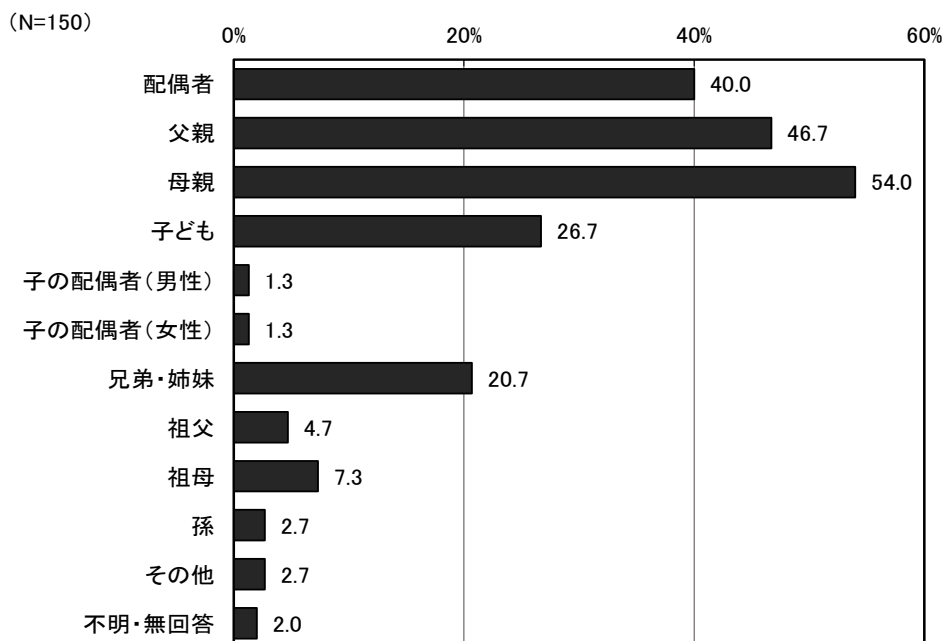
調査対象者数（配布数）	有効回答数	有効回答率
360	176	48.9%

③回答者の手帳の種類

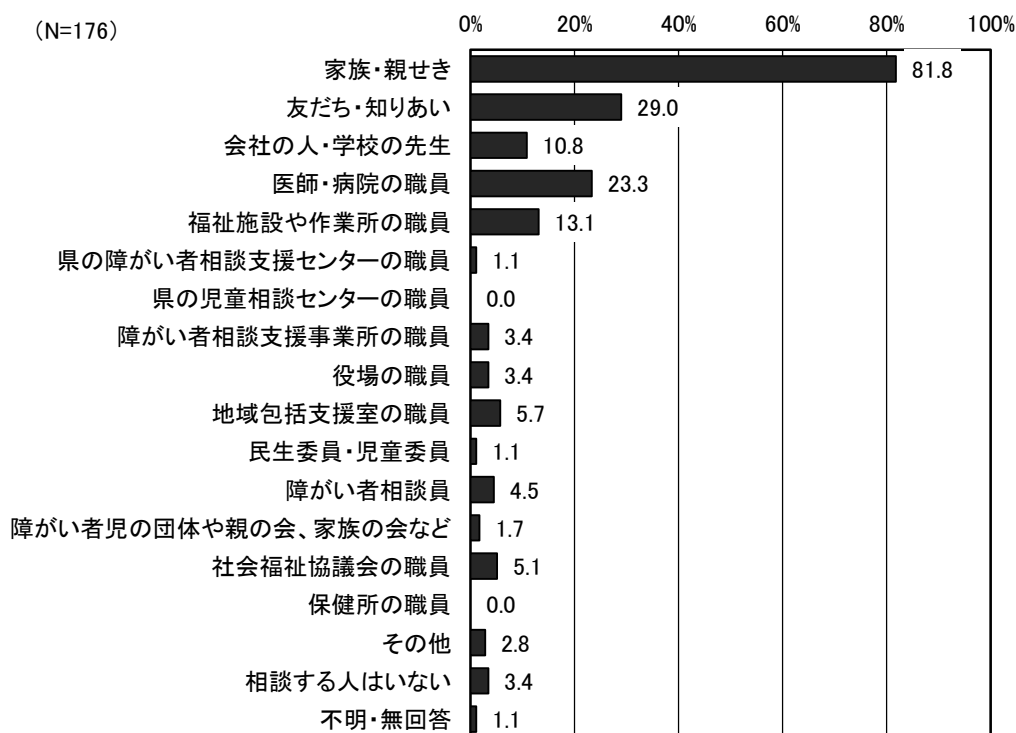


(1) 現在の生活について

①一緒に暮らしている家族



②悩みや困ったことの相談相手

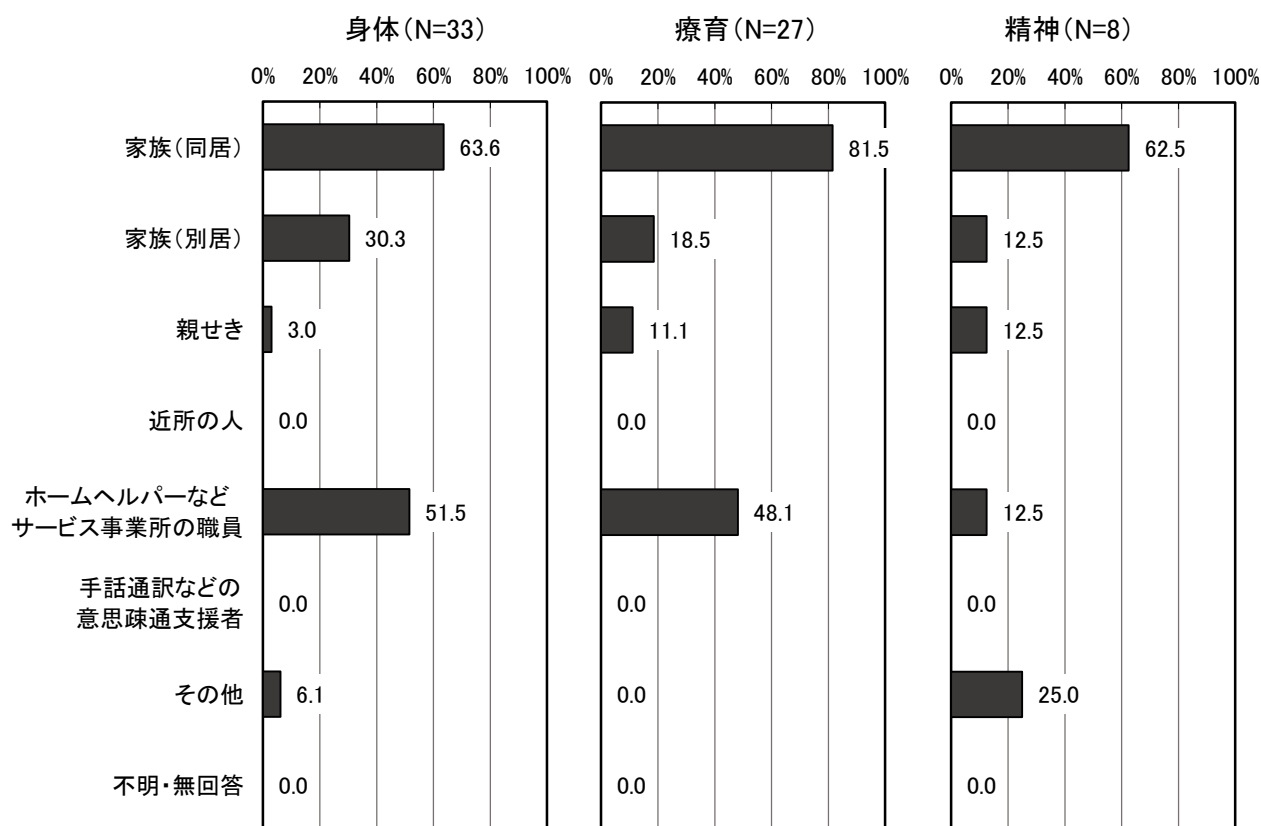


一緒に暮らしている家族は、母親が54.0%で最も割合が高く、次いで父親が46.7%、配偶者が40.0%となっています。両親が世話をできなくなった後の生活が課題になります。

悩みや困ったことの相談相手も、「家族・親せき」が8割を超えており、身近な人が相談相手になっています。

(2) 外出について

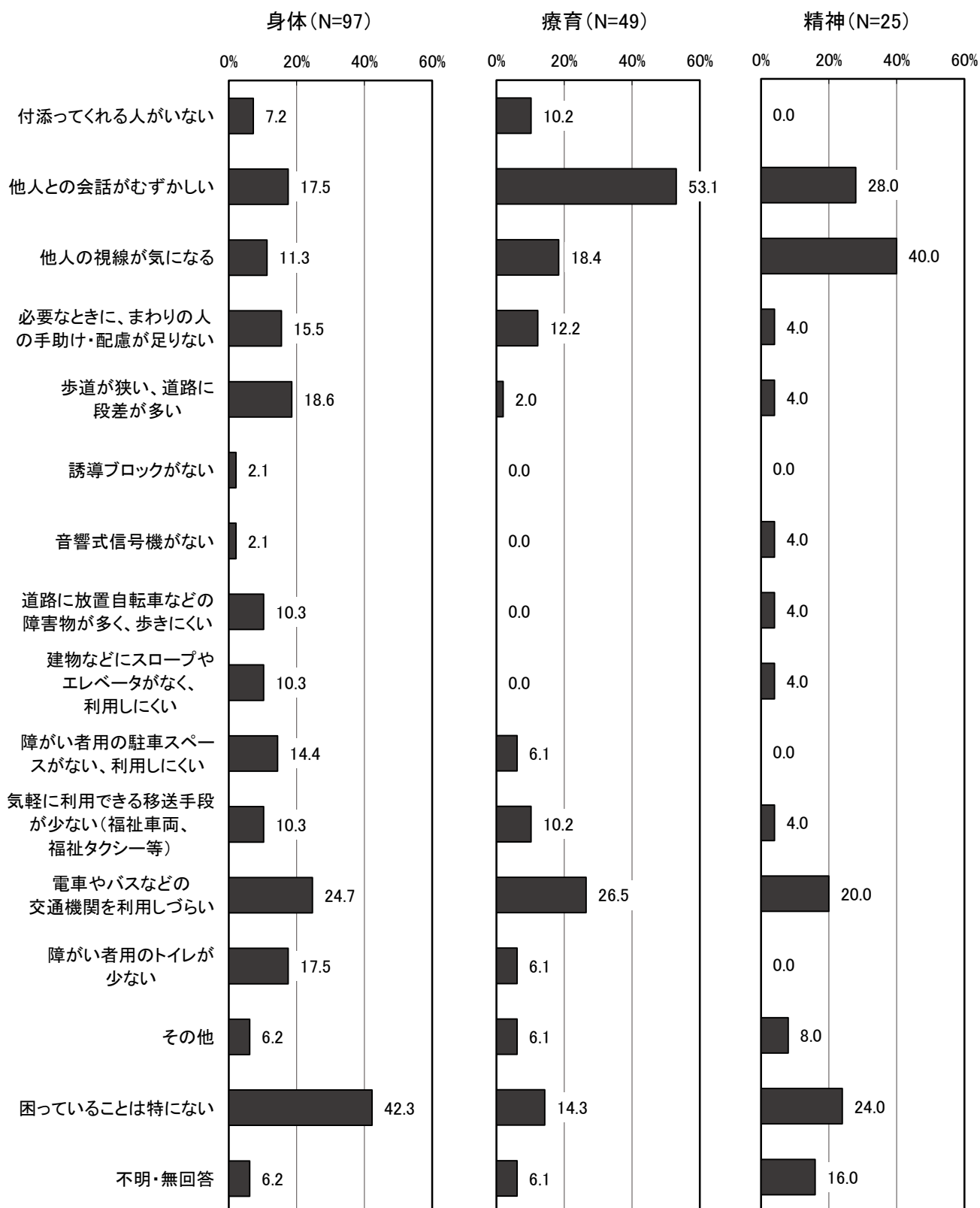
①外出する際の主な同伴者や必要な介助者



■前回比較

同伴者	今回	前回
家族（同居）	71.7	76.9
家族（別居）	23.3	14.7
親せき	6.7	4.2
近所の人	0.0	2.1
ホームヘルパーなどサービス事業所の職員	41.7	29.4
手話通訳などの意思疎通支援者	0.0	0.7
その他	6.7	1.4
不明・無回答	0.0	4.9

②外出について困ること

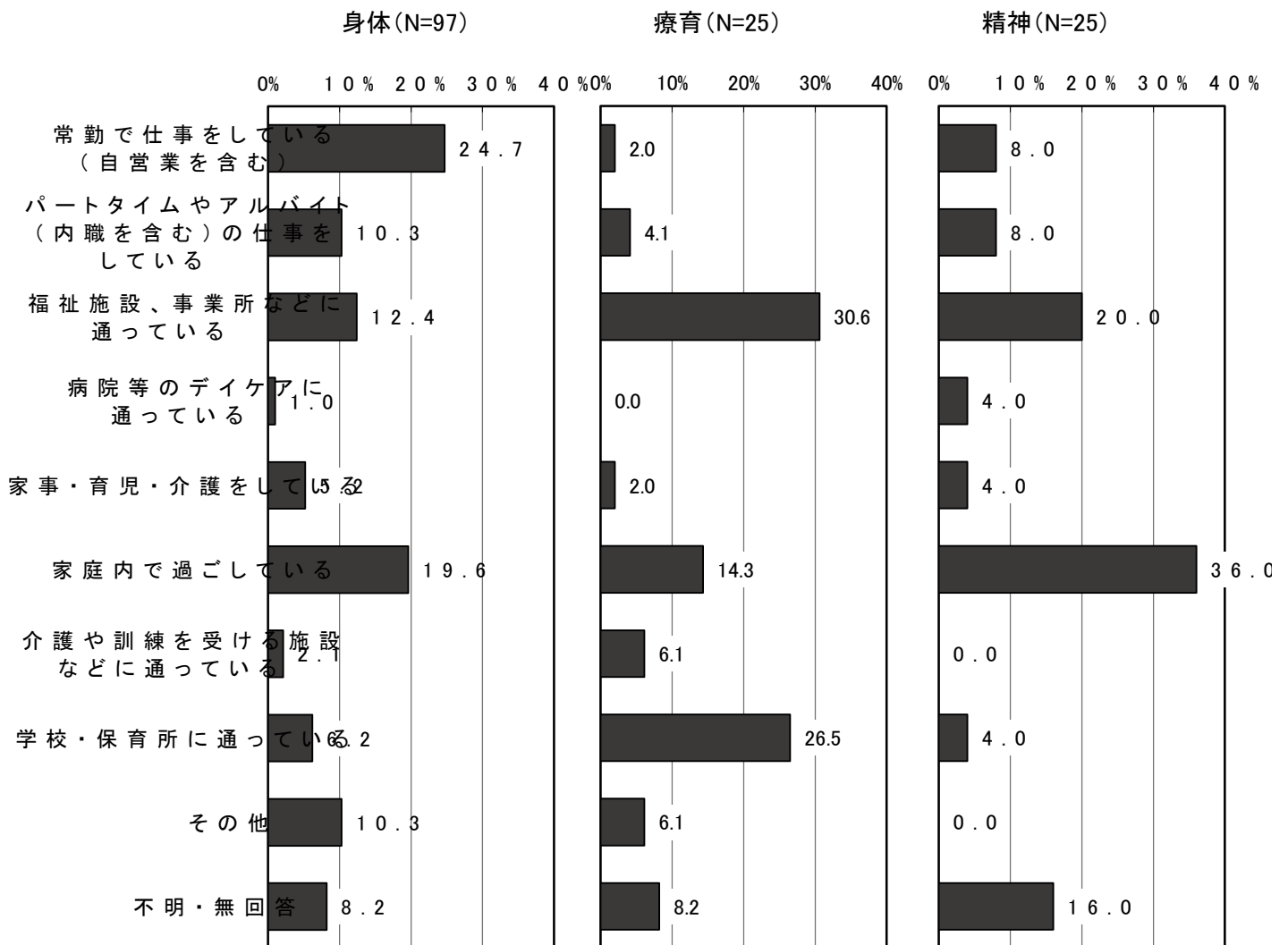


外出する際の主な同伴者は「家族」の割合が高く、外出時の支援を家族に頼っている現状がうかがえます。一方で、「ホームヘルパーなどサービス事業所の職員」の回答は前回調査より増加しており、サービスを利用できる体制も徐々に整ってきています。

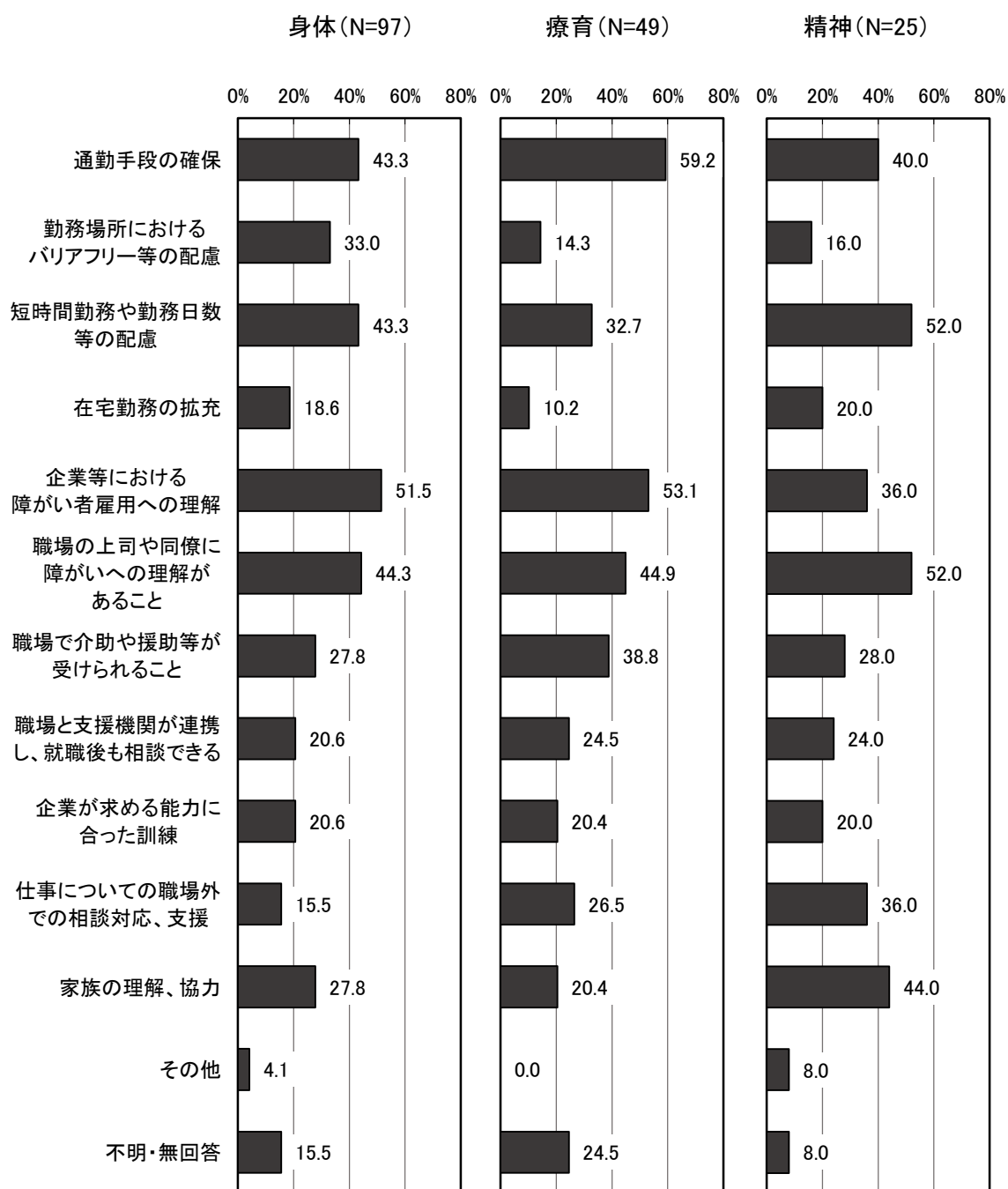
外出時について、「電車やバスなどの交通機関を利用しづらい」という割合も2割を超え、外出時の交通手段の整備が求められます。

(3) 就労について

①平日の日中の過ごし方



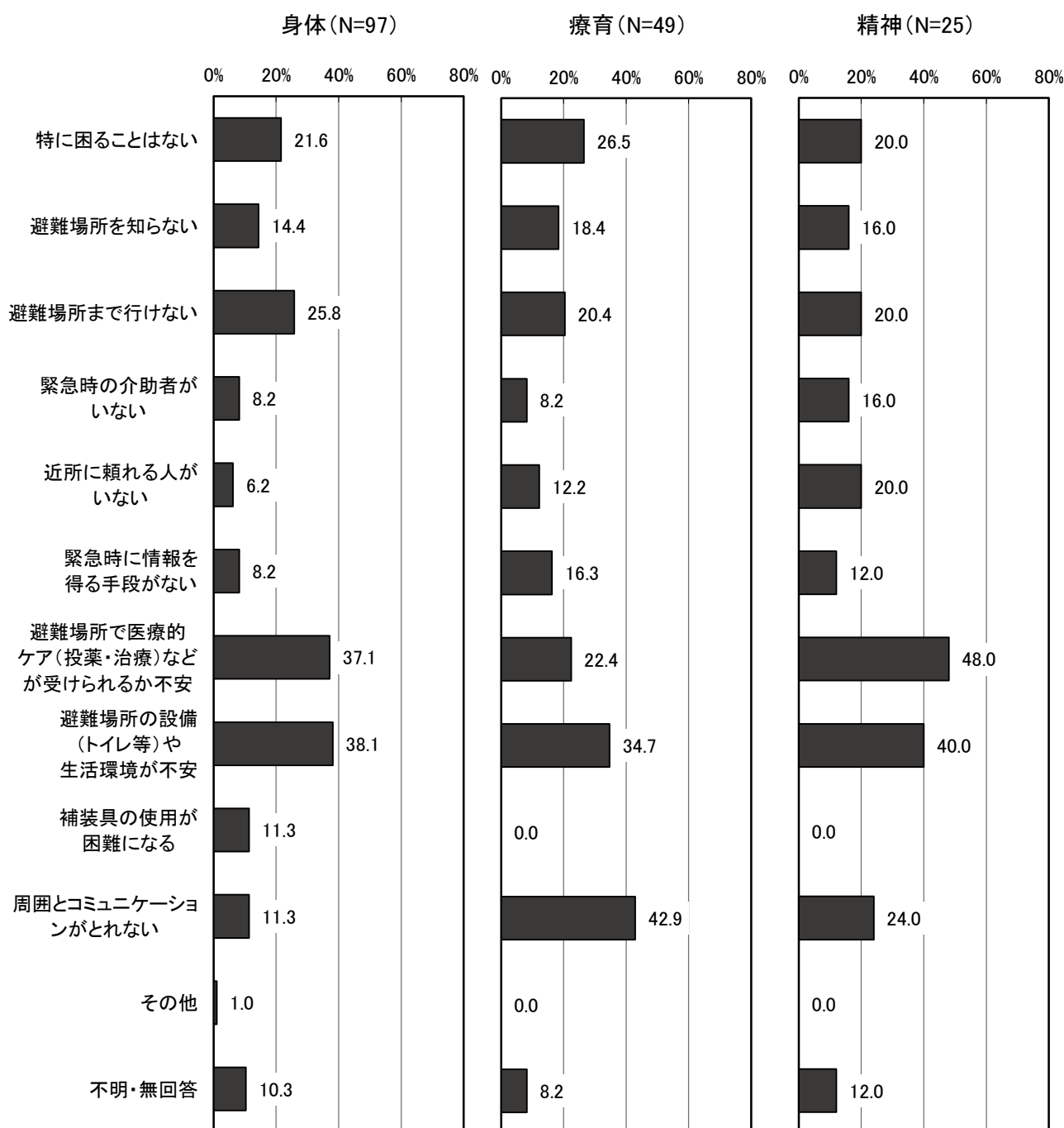
②障がいのある人の就労支援として必要だと思うこと



身体障害者手帳所持者の 19.6%、療育手帳所持者の 14.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者の 36.0%が平日の日中を「家庭内で過ごしている」と回答しています。日中活動の場の確保が求められます。

障がいのある人の就労支援として必要だと思うことについては、「企業等における障がい者雇用への理解」や「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」の割合が高くなっています。障がいのある人の就労を進めるためには、受け入れる企業や従業員の障がい者に対する理解や就労できる体制を整えることが必要です。

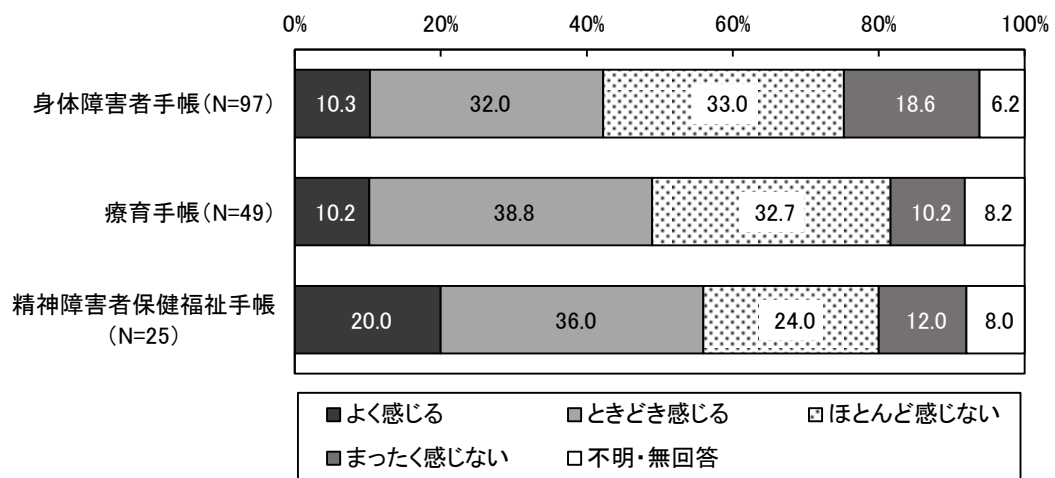
(4) 災害時の安全・安心について



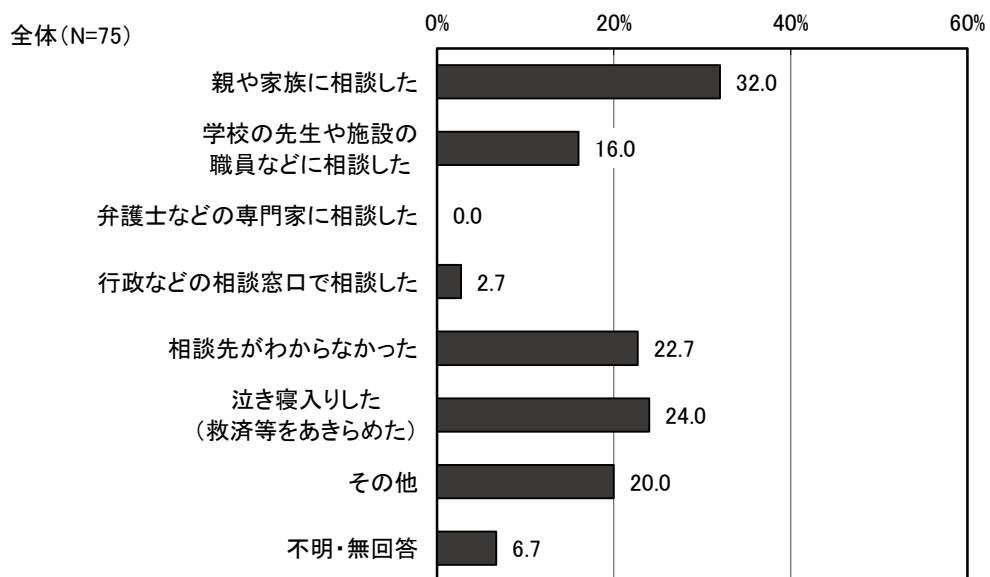
地震など災害のときに困ることについては、身体障害者手帳所持者は「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」、「避難場所で医療的ケア（投薬・治療）などが受けられるか不安」の割合が高くなっています。療育手帳所持者では、「周囲とコミュニケーションがとれない」の割合が高くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者は、「避難場所で医療的ケア（投薬・治療）などが受けられるか不安」が高くなっています。避難所の設備面の整備が求められる一方、災害時に必要な医薬品などを持ち出せるように各自で災害への備えをするように啓発することが必要です。

（５）差別・偏見について

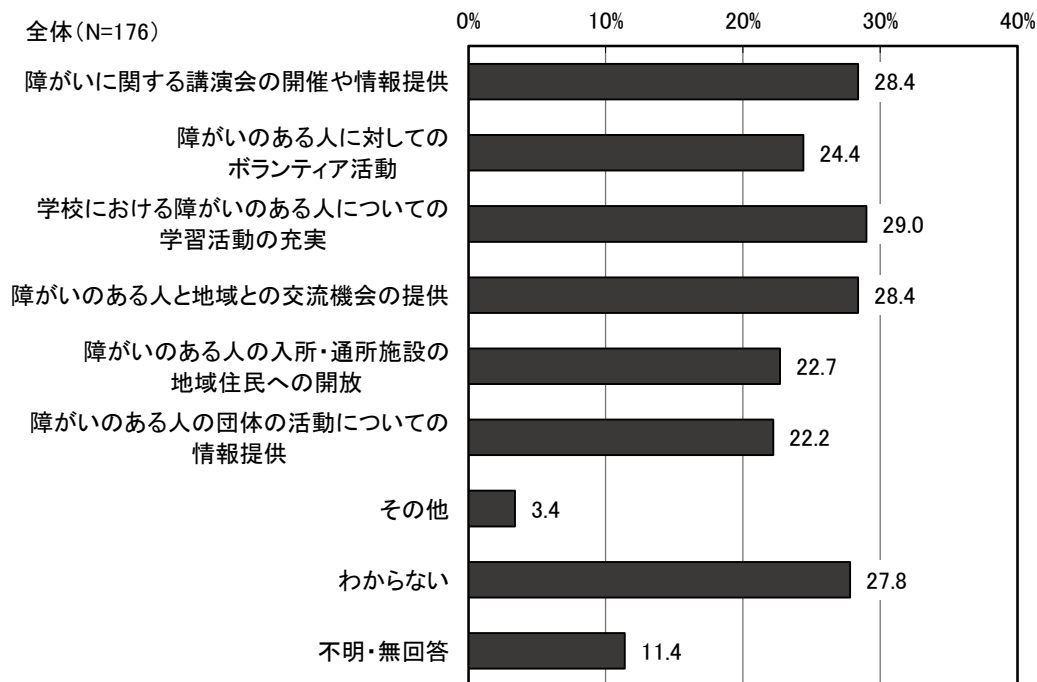
①障がいがあることにより、差別や偏見を感じること



②差別や偏見を感じたときの対応



③障がいのある人への理解を深めるために必要なこと



療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者の5割前後、身体障害者手帳所持者の4割以上が「障がいがあるために差別や偏見を感じることがある」と回答し、多くの人が差別や偏見を感じている様子がうかがえます。差別・偏見を感じたときの対応として、「泣き寝入りした（救済等をあきらめた）」という割合が24.0%、「相談先がわからなかった」の割合が22.7%となっており、相談先の周知や救済の仕組みづくりが必要です。

また、学習活動や講演会の開催、交流活動など、障がいのある人を理解する取り組みも求められています。

＜一般対象の調査＞

①調査の目的

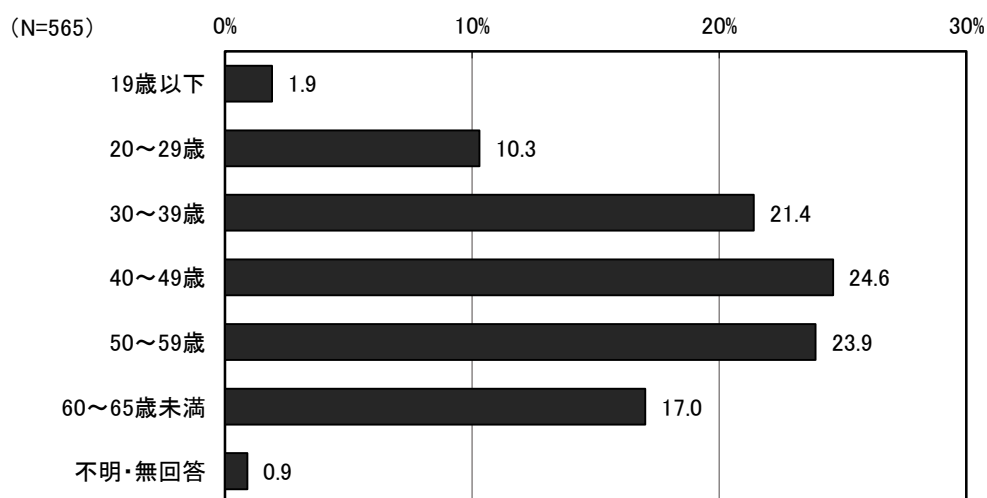
本調査は、「玉城町第3次障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定するにあたり、障がいのある人もない人もともに暮らしやすいまちづくりに向けて、地域の課題や住民の意識を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

②調査概要

- 調査地域：玉城町全域
- 調査期間：平成29年3月7日～平成29年3月23日
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査対象者：18歳以上65歳未満の住民約1,500人
- 抽出方法：無作為抽出

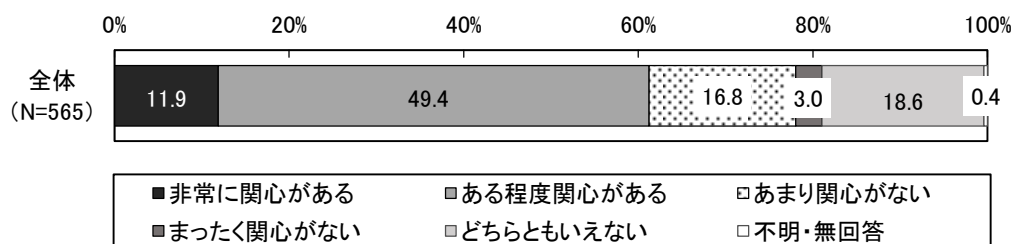
調査対象者数（配布数）	有効回答数	有効回答率
1,500	565	37.7%

③回答者の年齢

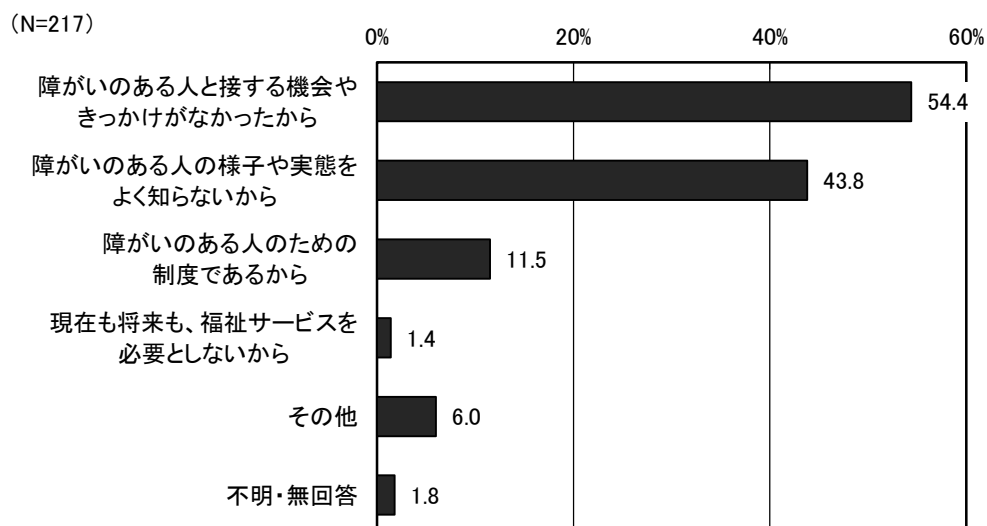


（１）障がいのある人の福祉への関心

①障がいのある人の福祉への関心の有無



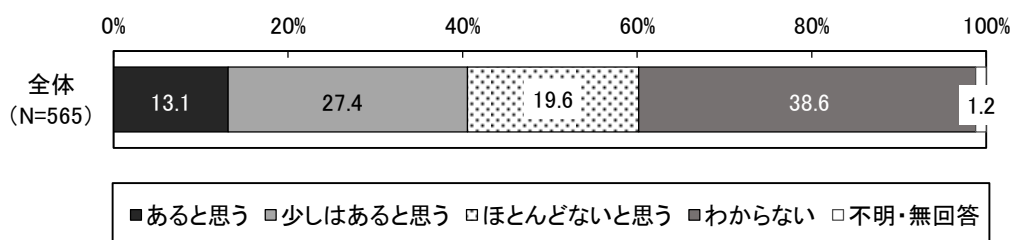
②関心がない理由



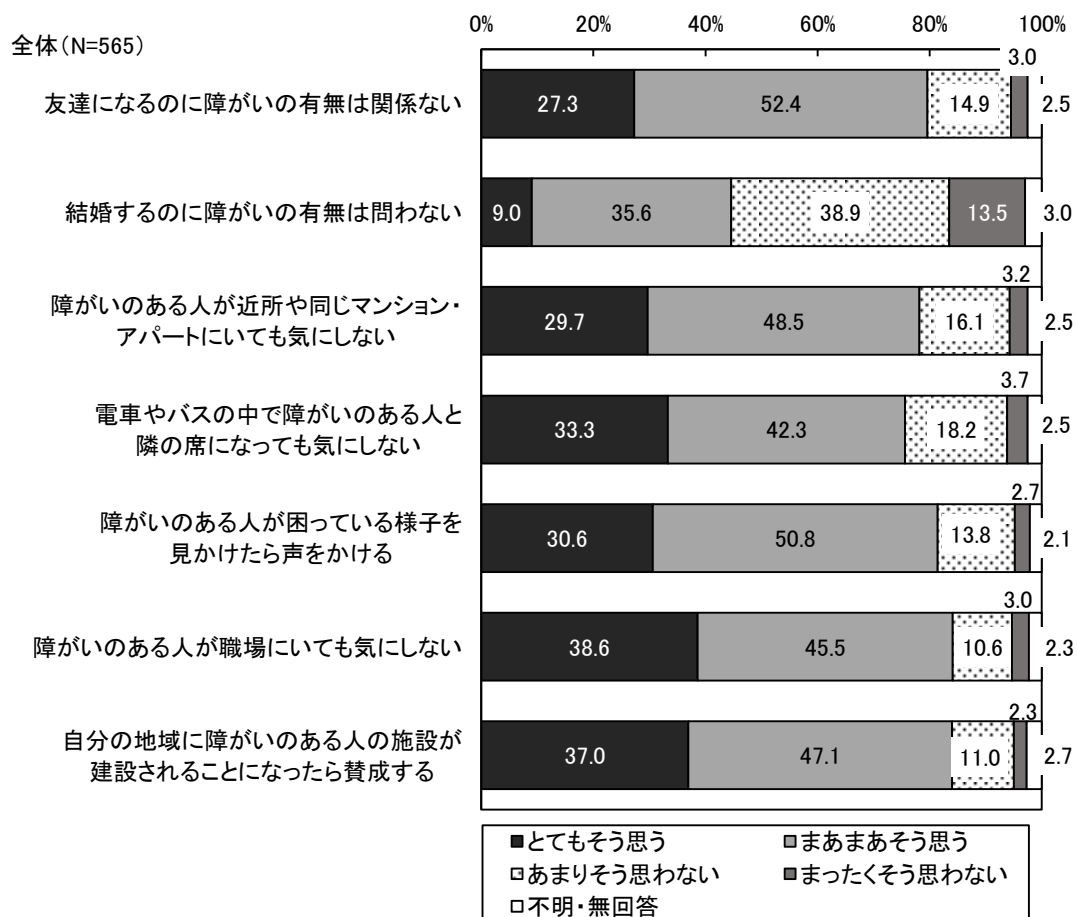
障がいのある人の福祉について、「あまり関心がない」と「まったく関心がない」を合わせて2割近くが関心がないと回答しています。関心がない理由は「障がいのある人と接する機会やきっかけがなかったから」が54.4%、「障がいのある人の様子や実態をよく知らないから」が43.8%で、障がいのある人と接したり、交流する機会をつくるなど、関心を持ってもらう取り組みが求められます。

（２）障がいのある人に対する理解

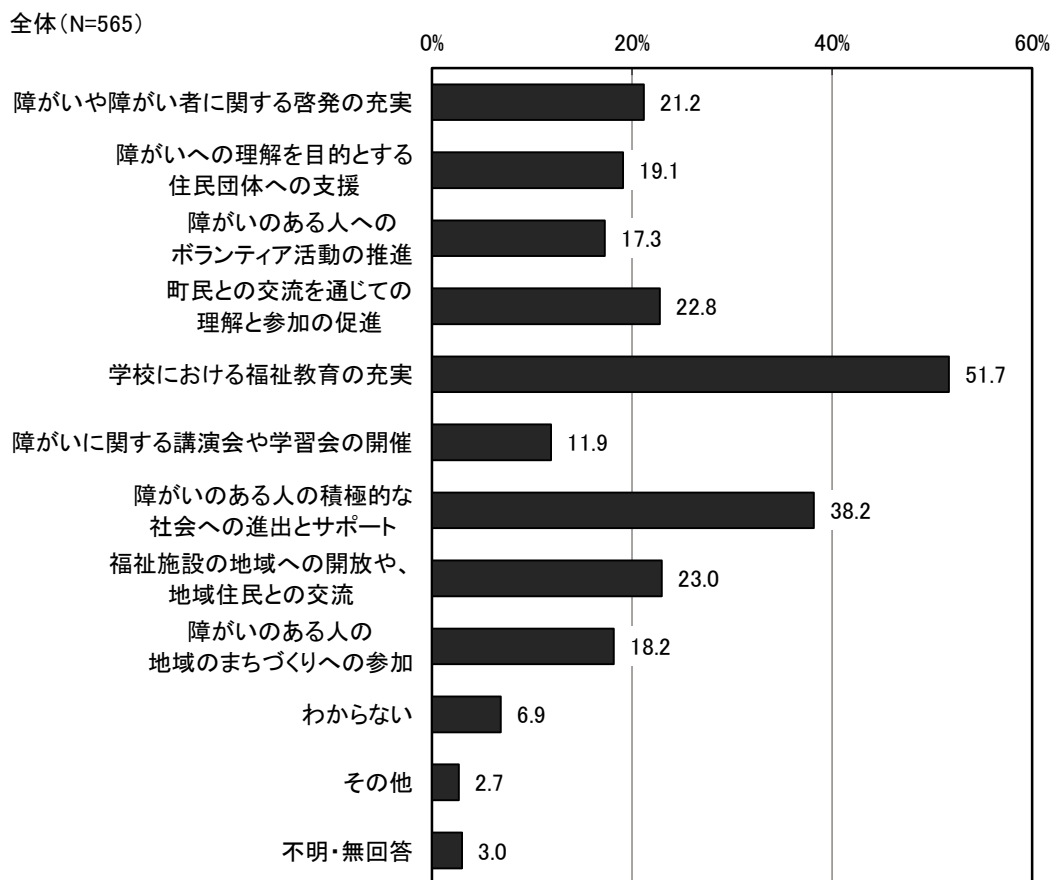
①差別・偏見について



②障がいのある人の生活についての考え方



③障がいのある人への理解を深めるために必要だと思うこと

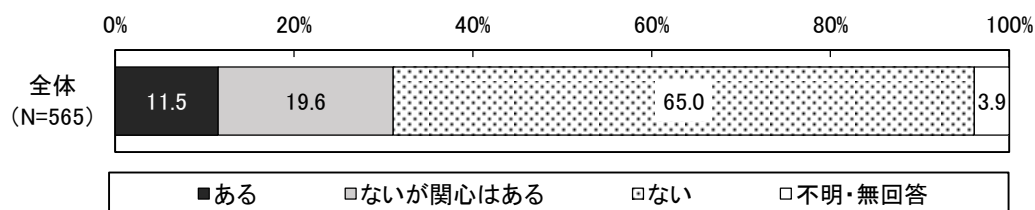


障がいのある人に対する差別や偏見については、「あると思う」と「少しはあると思う」を合わせて、4割以上が「あると思う」と回答しています。障がいのある人の生活について、「障がいのある人が職場にいても気にしない」や「自分の地域に障がいのある人の施設が建設されることになったら賛成する」は「そう思う」という回答が8割を超えているのに対し、「結婚するのに障がいの有無は問わない」には5割以上が「そう思わない」と回答し、結婚には抵抗感を抱いている様子がうかがえます。

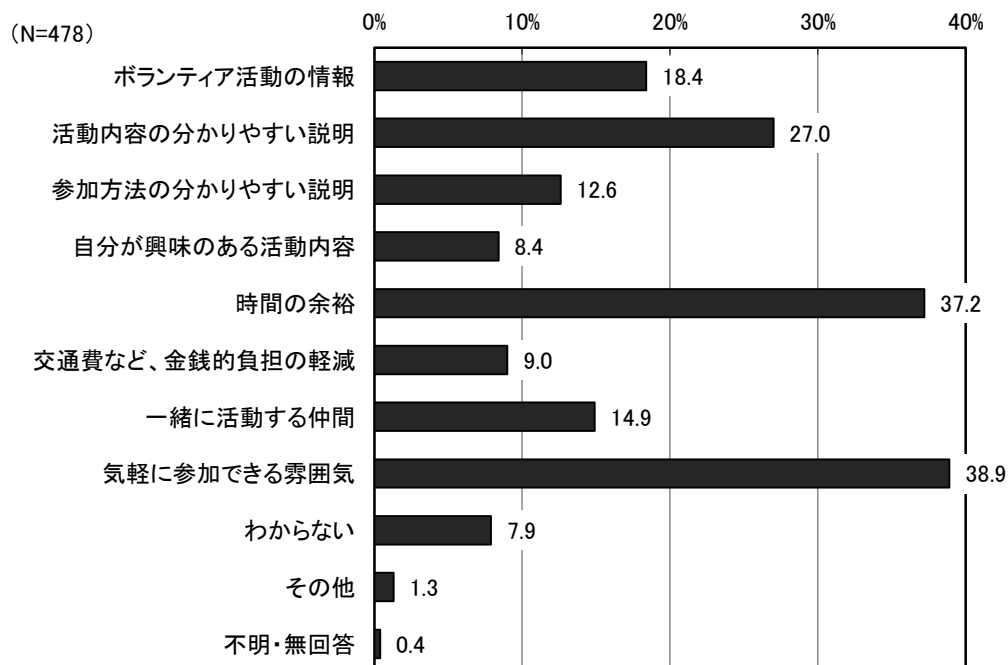
障がいのある人への理解を深めるためには、「学校における福祉教育の充実」の割合が最も高く、5割を超えています。次いで、「障がいのある人の積極的な社会への進出とサポート」、「福祉施設の地域への開放や地域住民との交流」となっており、障がいのある人の社会進出や住民との交流により、障がいのある人への理解を深める取り組みが必要です。

(3) ボランティア活動

①障がいのある人を対象とするボランティア活動の経験



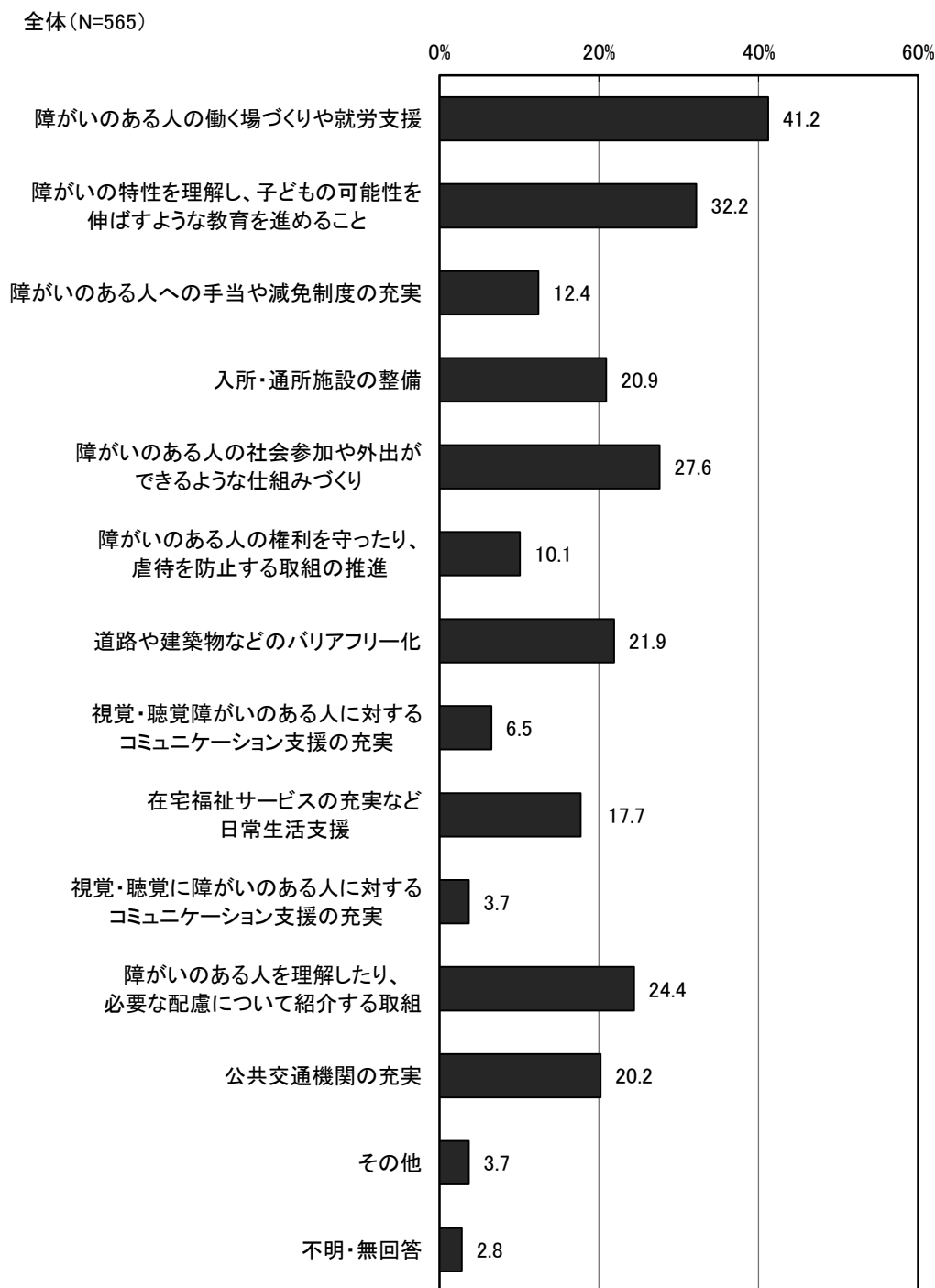
②活動に参加するために必要なこと



障がいのある人を対象とするボランティア活動の経験について、19.6%が「ないが関心はある」と回答し、この層をボランティアに結びつける取り組みが必要です。活動に参加するためには、「時間の余裕」を除き、「気軽に参加できる雰囲気」や「活動のわかりやすい説明」が必要とする割合が高く、間口を広げ、あまり難しく考えずに参加できる仕掛けづくりが必要です。

（４）玉城町の障がい者施策

①障がいのある人にとって暮らしやすいまちになるために必要だと思うこと



障がいのある人が暮らしやすい町になるために必要なことについては、「障がいのある人の働く場づくりや就労支援」が最も高く、次いで「障がいの特性を理解し、子どもの可能性を伸ばすような教育を進めること」、「障がいのある人の社会参加や外出ができるような仕組みづくり」となっており、就労支援や教育、社会参加を促す施策が求められます。

4. 各団体からのヒアリング結果

(1) 身体障害者福祉会 杉本彊会長、会員 120 人

- 災害時の対策や両親や家族が亡くなったあとの暮らしが課題になっています。
- 外出の際の交通の利用しづらさや、買い物など身近な場所への外出の支援を求める声があり、通院や買い物などへの外出支援が課題になっています。

(2) 手をつなぐ親の会 神谷年弘代表 会員 14 人

- 親が高齢になったり、亡くなった後に向けて、町内にグループホームの設置を求める声が多くなっています。
- グループホーム設立に向けた課題を整理し、親の会の自主的なグループホームの実現に向け技術的な支援が必要です。

(3) 地域自立支援協議会・そうだん部会

- サービス利用計画を策定する際に、利用できるサービスのメニューが限られていたり、空きがない状況がうかがえます。障がいのある人が必要なサービスを利用しながら地域で暮らせるように、サービスの充実が求められます。

(4) 地域自立支援協議会・しごと部会

- 企業見学や企業実習などの従来の取り組みに加え、障がいのある人を知ってもらう取り組みが必要です。日ごろから企業や従業員、町民と障がいのある人とが交流し、理解をしてもらうことで就労に結びつけることが求められます。また、就労の可能性のある事業所のリスト化や就労に向けた段階的な計画を作成し、取り組みを継続することが必要です。

(5) 地域自立支援協議会・くらし部会

- 障がいのある人が、必要なサービスを利用しながら地域で生活するためには、サービスの充実が求められます。公的、民間のサービスを問わず、地域で利用できるサービスの周知が必要です。
- 障がいのある人に対する差別的な発言や偏見をなくすためにも、日ごろからの交流や啓発が必要です。障がいのある人に対する町民の理解を深める取り組みが求められます。
- 災害時に障がいがあるために避難が遅れたり、避難所での生活が難しいために避難しないことがないように、ふだんからの備えが必要です。日常的な避難訓練を通じて、災害時の課題整理や避難体制づくりが必要です。

(6) 地域自立支援協議会・こども部会

- 町内で障がいのある児童がスポーツできる場所や、障がいのある児童が参加できるサークル活動が求められています。障がいのある児童も、様々な体験ができる機会の創出が必要です。

5. 地域自立支援協議会各部会からの提案

(1) しごと部会からの提案

①生活全般を支える相談支援体制の整備

- ・町が直営で専門職を配置し、多職種による総合的かつ継続的な相談支援を提供する。
「(仮称) 成人支援センター」の設置等。

②職業体験・マッチングの仕組みづくり

- ・企業見学会等を実施し、体験を聞く機会を設ける。
- ・当事者の会や広報誌などで交流会や集団面接会、企業見学会等の情報を発信する。
- ・受け入れ企業と体験希望当事者が事前登録し、職業体験を実施する。

③支援者の育成

- ・ジョブサポーターの養成とともに、ジョブサポーターを活用した実習体験を実施する。

(2) くらし部会からの提案

①相談体制の整備

- ・18～64 歳までの途切れのない相談に対応する相談支援体制を整備する。

②グループホームの整備

- ・町内のグループホームや入所施設の実態把握を行うとともに、ニーズ調査をする。
- ・グループホームの増設に向けた検討委員会を発足し、具体的な方法について検討を進める。

③啓発・福祉教育

- ・中学生と町民がともに福祉を学ぶ集会や、「障害者差別解消法」の啓発劇を継続的に実施する。

④支援者の育成

- ・高齢者を対象にした、介護相談員活動を参考に、障がいのある人を対象とした制度をつくるとともに、障がいのある人や家族を支援するサポーター養成事業に取り組む。

⑤災害への取り組み

- ・町の防災計画に従い、各サービス事業所の防災計画を確認するとともに、福祉避難所の委託契約を推進する。
- ・福祉避難所への人の配置に対する情報提供の協力
- ・避難行動要支援者名簿登録者の個別支援計画を策定するとともに、避難訓練を通じて課題を確認する。

6. 第2次障がい者基本計画での取り組み状況と課題について

(1) 広報・啓発活動

①施策の取り組み状況

- 広報・啓発活動については、「広報・啓発の推進」と「福祉教育の推進」、「交流活動の促進」の3項目を主要な施策として取り組んできました。
- 「広報・啓発の推進」では、「障害者福祉ガイドブック」の更新を行い、最新情報の提供に努めたほか、広報誌にも関連記事を掲載しました。障がい者週間には講演会を開催し、ケーブルテレビでその模様を放映し、情報提供を行いました。平成28年度の「元気ですたまきまつり」において、「障害者差別解消法」についてのアンケート調査を実施し、啓発を行いました。
- 「福祉教育の推進」については、教職員に対する研修や学習会を行ったほか、車椅子やアイマスクの体験を通じた福祉教育を進めています。また、「高齢者虐待防止法」や「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」についての講演会を開催し、障がい者に対する理解を深める取り組みを行っています。
- 交流活動の促進については、特別支援学校や生活介護事業所との交流を行い、障がいのある児童生徒への理解を深める取り組みを続けています。

②今後の課題

- アンケート結果では、障がいのある人に対し、差別や偏見があると思うかについて、5割以上が「あると思う」と回答しています。手帳所持者に対するアンケート調査でも、特に精神障害者保健福祉手帳所持者が差別や偏見を感じるという割合が高く、精神障がいのある人に対する理解が十分ではない状況がうかがえます。障がいのある人とのふれあいや交流の機会をつくるとともに、啓発活動や教育が必要です。
- アンケート調査では、障がいのある人への理解を深めるために必要なことについて、5割以上もの人が「学校における福祉教育の充実」と回答しています。ヒアリング調査でも、「子どものころから障がいのある人とふれあうことで、理解につながる」という意見があり、子どものころからの福祉教育の充実が求められます。

(2) 生活支援

①施策の取り組み状況

- 生活支援については、「福祉サービスの充実と居住の場の確保」と「相談・情報提供の推進」、「権利擁護の推進」、「地域福祉活動の推進」を主要な施策として取り組んできました。
- 「福祉サービス等の充実と居住の場の確保」については、町内にサービス事業所が少なく、ニーズに答えきれていないのが実情です。訪問系サービスの「居宅介護」や日中活動系サービスの「生活介護」は計画値に比べて実績値が上回っており、ニーズが高まっています。また、親亡き後を見据えたグループホームについても、整備が進んでいない現状があります。
- 「相談・情報提供の推進」については、平成25年度から地域包括支援室において、高齢、障が

い、困窮等に対する総合的な相談に対応するとともに、平成 27 年度からは子育て総合支援室とも連携しています。また、平成 29 年度より社会福祉協議会から相談員が出向し、相談窓口の充実を図っています。また、定期的に地域自立支援協議会そうだん部会を開催し、介護保険のケアマネジャーも含めた情報交換・共有を進めています。

○「権利擁護の推進」については、町広報誌において、成年後見制度について 10 回の連載を掲載し、周知を行いました。日常生活自立支援事業については、伊勢市社会福祉協議会を基幹センターとして啓発を行い、障がい者や高齢者で 10 名程度が利用しています。また、高齢者等虐待防止ネットワーク会議を年 2 回実施し、その中で障がいのある人に対する虐待についても対応をしています。

○「地域福祉活動の推進」については、地域福祉計画の策定がない中で、社会福祉協議会が同活動計画に充て、「地域ふくし向上計画」に沿った事業活動を行っています。現在の計画は平成 31 年度までとなっていることから、平成 29 年度より見直しを進めながら、引き続き「地域のコミュニケーションアップ」と「ふくし共育のできるまちづくり」を柱に計画を進めていきます。

②今後の課題

○ヒアリング調査においても、必要なサービスが提供できていないという指摘があります。町内に事業所が少ないことに加え、近隣市町でも利用ニーズが高まる中で、事業所が立地する町内の利用者を優先していることが背景にあるとみられます。玉城町内に、サービス事業所を誘致する取り組みが必要です。

○当事者やその団体から、親亡き後のことを見据えて町内にグループホームの設置を求める要望が強くあり、設置に向けてどのように支援するかが課題となっています。また、家族の緊急時や災害時に備え、受け入れられる施設の確保も求められており、ショートステイの充実が必要です。

○障がいのある児童に対する相談も増えており、様々な相談に対応できる体制の充実も必要です。

（３）保健・医療

①施策の取り組み状況

○保健・医療については、「障がいの早期発見・予防・対応」と「医療との連携」を主要な施策として取り組んできました。

○「障がいの早期発見・予防・対応」については、母子保健による妊産婦から乳幼児期にかけての各種健診や相談の場を始め、「赤ちゃん訪問」等、子育て支援事業を通じて、障がいや疾病の早期発見・対応に努めています。

○乳幼児から青年期まで途切れのない支援が行えるよう、「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」を養成し、保育所・小中学校への巡回相談や個別訪問を実施しています。

○精神疾患の正しい知識を持ってもらうため、「こころの病気を抱える方の家族教室」を実施しました。また、傾聴ボランティア養成講座を実施し、ボランティアの活用を進めています。

○「医療との連携」については、医療的ケアを必要とする障がい児・者らが利用できる「地域連携在宅支援システム」の構築のため、三重県済生会明和病院なでしこを中心に顔の見える関係づくりに取り組む「みえる輪ネット」に参加しています。

- 警察、医療機関、市町行政、保健所が情報を共有する場の「危機ネットいせ」に参加しています。
また、保健所と情報を共有する場を持ち、精神疾患をのある人の現状を把握する機会をつくっています。

②今後の課題

- 子育てに不安を持つ保護者が増加しており、子どもの成長や発達等に関する相談を気軽に受けられる体制を充実するとともに、さらなる情報提供に努める必要があります。
- 保健所、医療機関、警察との情報連携を強化し、医療から福祉へ、途切れのない支援体制を確立する必要があります。

（４）教育・育成

①施策の取り組み状況

- 教育・育成については、「就学前療育・保育の充実」、「障がいのある子どもの教育の推進」、「文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進」を主要な施策として取り組んできました。
- 「就学前療育・保育の充実」については、障がいのある児童に即した保育の充実を図るため、個別の指導計画を作成し、一人ひとりの障がいの状況やニーズに応じた保育を行っています。保育所においても保育士を加配し、障がいのある児童の受け入れ体制の充実に努めています。また、「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」と連携し、保育士の専門性を高める取り組みを進めています。
- 発達障がい等の早期発見と早期治療に努めるため、保健師と「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」による戸別訪問や親子参加型フォロー教室を行っています。
- 「障がいのある子どもの教育の推進」については、教育委員会と子育て総合支援室が関係機関と連携して情報交換や情報共有を行い、必要な支援について協議しています。また、個別の指導計画を作成し、保育所から小学校、中学校へと引き継がれ、途切れのない一貫した支援を行う体制を整えています。障がいのある児童に対しては、学習支援員や非常勤講師の配置によるきめ細かな指導を行うことに加え、スクールカウンセラーと連携し、助言を求めています。
- 「文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進」については、町民体育大会において障がいのある人が参加できる種目を設け、平成 28 年度は 30 名が参加しています。また、「ライブスペース勢の！」では、町と社会福祉協議会、地域自立支援協議会、NPO 法人が実行委員会を組織し、音楽を通したふれあいの場をつくっています。障がいのある人がスポーツに親しめるように、体育施設や備品の充実に努めています。

②今後の課題

- 保育所や放課後児童クラブでの障がいのある子どもの受け入れを継続して進めるとともに、職員の専門性を一層高め、一人ひとりの状況に応じた支援を行えるようにしていく必要があります。
- 「こども家庭支援ネットワーク会議」を通じて、関係機関のより密接な連携とコーディネート機能の向上により、障がいのある子どもに対し、総合的な支援を行うシステムの整備が必要となっています。

○ヒアリング調査では、障がいのある子どもの地域でのスポーツや文化活動などの余暇活動に参加できる体制づくりを求める声があり、地域において様々な活動に参加できる環境づくりが必要です。また、障がいのある人の創作活動の成果や美術作品について、発表できる機会を設けるなどの取り組みが求められます。

（５）雇用・就労

①施策の取り組み状況

- 雇用・就労については、「一般企業等での就労に向けた支援」、「就業の場の確保と自立訓練の推進」を主要な施策として取り組んできました。
- 「一般企業等での就労に向けた支援」については、就労支援に向けた課題整理や支援を行うため、地域自立支援協議会に「しごと部会」を設置しました。部会では、商工会を通じて障がい者雇用についてのアンケート調査を実施したほか、町内で障がい者を雇用している企業への見学会を実施し、一般企業への就労に対する課題整理や意見交換を行いました。
- 「就業の場の確保と自立訓練の推進」については、今期、町内の就労移行支援事業所から６名が一般就労に移行しました。また、福祉事業所から一般就労した者も数名います。今後とも、一般就労に向けた支援を進めていきます。
- 町内には、生活介護事業所や就労継続支援、就労移行支援など、当事者が日中活動の場として社会参加できる場所を選択できる環境が整ってきています。近隣自治体にも就労系事業所が増えてきており、利用できる環境が整いつつあります。

②今後の課題

- 商工会を通じた企業へのアンケートの回収率が低く、関心の低さがうかがえます。障がいのある人との交流や職場体験の機会を増やし、就労を希望する障がいのある人の様子について知ってもらい、関心を高める取り組みが求められます。
- 町内の障がいの手帳取得者や自立支援医療を受給する人の就労や生活状況、工賃の実態を把握し、支援のあり方を構築することが必要です。
- 地域自立支援協議会を中心に、就労を希望する人や障がい者雇用を検討する企業の情報を収集し、マッチングを行うとともに、就労に向けた体制づくりが必要です。

（６）生活環境

①施策の取り組み状況

- 生活環境については、「公共施設等のバリアフリー化の推進」、「移動手段の確保・充実」、「防災・防犯体制の整備」を主要な施策として取り組んできました。
- 「公共施設等のバリアフリー化の推進」については、役場庁舎に障がい者等用の駐車場を増設するとともに全天候対応型を設置し、スロープを設置したほか、トイレを洋式に改修するなど、バリアフリー化を進めています。また、町道、視覚障がい者誘導ブロックの設置を行いました。町内の事業者等に対し、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の周知・啓発を行

い、障がいのある人が利用しやすい施設を推進しています。

- 「移動手段の確保・充実」については、元気バスの利用や自動車改造費助成事業については利用があるものの、そのほかの移動手段の確保は進んでいないのが実情です。「たまきイキイキマップ」も更新されておらず、在庫ありません。
- 「防災・防犯体制の整備」については、平成 27 年度に地域防災計画の大幅な改定を行い、避難行動要支援者に対する支援策の確立を進めています。また、福祉避難所の指定や、町内の施設との福祉避難所使用協定の締結を進めています。

②今後の課題

- ヒアリング調査では、元気バスが利用できない休日や夜間の移動手段の確保や、障がいによりバスの乗降ができない人への支援を求める声があり、どのように応じるかが課題となっています。
- 利用がなかったサービスについて、ニーズの有無や周知・広報方法について検証する必要があります。
- 避難行動要支援者名簿に登録した要支援者に対する個別支援計画の策定など、障がいのある人への災害対策を進める必要があります。また、障がいのある人自身においても、常備薬や必要な物品を持ち出せるように、各自の防災対策について啓発が必要です。避難訓練を行うなど、障がいのある人の災害時の課題を把握し、必要な体制を整える必要があります。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

玉城町では、総合計画において、「だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城」を将来像に掲げ、まちづくりを推進しています。障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障がい者福祉の視点からこの将来像に向けた取り組みを具体化するもので、今後、だれもが住み慣れた家庭や地域で、安心感と尊厳を持って、生きる喜びを感じながら暮らしていける「共生社会」に向けた取り組みを推進していく必要があります。

そこで、本計画の基本理念として「だれもが自分らしく、心豊かに暮らせる 安心と共生のまちづくり」を掲げます。

【基本理念】

**だれもが自分らしく、心豊かに暮らせる
安心と共生のまちづくり**

障がいのある人に関わる福祉制度が大きく転換していく中、障がいのある人の多様なニーズを常に把握しながら、地域の中で、ともに自立した日常生活を送れるような支援体制と、障がいのある人自身がその能力を十分発揮できるような環境の充実を図ります。

さらに、障がいのある人、地域住民、ボランティア、関係機関・団体が協力し合い、また、互いに助け合い、支え合いながら障がいの有無に関わらずともに生きる共生の地域社会づくりをめざします。

2. 基本目標

(1) 障がいを理由とする差別の解消及び障がいのある人への理解を深めます

「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」の周知・広報に努め、社会的障壁の除去に取り組めます。また、障がいのある人が地域の中で自立し、社会参加を図りながら生活をしていける施策に取り組めます。そのためにも、障がいのある人に対して住民が理解を深めるための学習機会の充実や、交流等を通じて、障がいのある人に対する理解を促進します。

（２）行政上の配慮を充実し、自己決定を支援します

障がいのある人の自己決定権を保障するため、必要な情報を取得できるようにアクセシビリティの向上に取り組みます。また、あらゆる場面で障がいのある人が意思を表明し、決定できるように環境の整備を進めます。

（３）安心できる地域生活を支援します（生活支援）

障がいのある人が地域の中で生活しやすくなるように、ケアマネジメントや相談支援体制の充実を図り、在宅福祉サービス、外出支援、日中一時支援等を推進するとともに、グループホーム等の居住の場の確保を図ります。

また、地域福祉活動の促進により、住民による支え合いを一層強化するとともに、障がいのある人の当事者活動の支援やボランティア・NPO活動についても一層の推進を図ります。

（４）健康の保持・増進を支援します（保健・医療）

障がいを早期に発見し、早期治療に結びつけられるよう、ライフステージに応じた健診を推進するとともに、健診後のフォローアップを推進していきます。

また、障がいのある人が安心して受診できる医療体制の確保に努めます。

（５）生涯にわたり学ぶ機会を確保します（教育・療育）

障がいの有無に関わらず、可能な限りともに教育を受けられるような条件整備に努めます。障がいのある児童の自立や社会参加を見据えて、教育的ニーズに即した途切れのない教育と支援を進めます。また、障がいのある人が生涯にわたり教育やスポーツ、文化活動などに親しむことができる機会の提供や環境整備に取り組みます。

（６）いきいきと働ける環境をつくります（雇用・就労）

障がいのある人がその能力と希望に応じた適切な就労ができるよう、一般企業等での就労に向けた支援を行っていくとともに、一般企業等での就労が難しい人のために、福祉的就労の場の整備を推進していきます。同時に、就労に結びつけていくための自立訓練も行っていきます。

（７）安全で暮らしやすい生活環境を築きます（防災・生活環境）

障がいのある人の暮らしやすい地域づくりに向けて、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、公共交通機関の利便性を高め、外出を支援します。また、障がいのある人が安心して生活できるよう、防災対策や防犯対策の充実を図ります。

3. 施策の体系

だれもが 自分らしく、 心豊かに暮らせる 安心と共生のまちづくり	1	障がい理由とする差別の解消及び障がいのある人への理解を深めます	
		(1)	障がい理由とする差別解消の推進
		(2)	広報・啓発の推進
		(3)	福祉教育の推進
		(4)	交流活動の促進
	2	行政上の配慮を充実し、自己決定を支援します	
		(1)	障がいのある人に配慮した情報提供の推進
		(2)	意思疎通支援の充実
		(3)	選挙等における配慮等の実施
		(4)	行政機関における配慮及び障がい者理解の促進
	3	安心できる地域生活を支援します（生活支援）	
		(1)	障がいのある人の自己決定の支援
		(2)	相談支援体制の充実
		(3)	福祉サービスの充実と居住の場の確保
		(4)	権利擁護の推進
		(5)	虐待の防止
		(6)	地域福祉活動の促進
	4	健康の保持・増進を支援します（保健・医療）	
		(1)	障がいの早期発見・予防・対応
		(2)	医療との連携
	5	生涯にわたり学ぶ機会を確保します（教育・療育）	
		(1)	障がいのある人も、ない人も、ともに学ぶ教育の推進
		(2)	就学前教育・保育の充実
		(3)	生涯を通じた多様な学習活動の充実
		(4)	文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進
	6	いきいきと働ける環境をつくれます（雇用・就労）	
		(1)	一般企業等での就労に向けた支援
		(2)	就業の場の確保と自立訓練の推進
	7	安全で暮らしやすい生活環境を築きます（防災・生活環境）	
		(1)	公共施設等のバリアフリー化の推進
		(2)	移動手段の確保・充実
		(3)	防災・防犯体制の整備

4. 重点的な取り組み

〈1〉課題を見逃さない相談支援の充実

乳幼児期から学童期、成人期まで途切れのない相談支援体制を構築するとともに、課題を見逃さず、必要な支援につなげるよう取り組みを進めます。

〈2〉地域で自立して生活できる住居の確保と体制づくり

障がいのある人が必要な支援を受けながら、地域で自立して生活できる住居の確保に向けた取り組みを推進します。

〈3〉障がいのある人の就労支援の充実

障がいのある人が働くことができる一般就労の場、福祉的就労の場の確保に向け、福祉的就労の場の整備及びサービス提供事業所の参入を推進し、就労の場を充実させます。

〈4〉差別解消と合理的配慮の提供体制の整備

障がいや障がいのある人に対する住民の理解を深めるとともに、支え合いの心の醸成に努めます。「障害者差別解消法」について啓発し、障がいのある人に対する不利益な取り扱いを禁止し、合理的な配慮を提供するように理解を進めます。

〈5〉地域生活を支える福祉サービスの充実と移動手段の確保

障がいのある人が地域の中で生活できるように、子どもから高齢者までを含めた一体的な地域包括ケアの構築を進めます。在宅福祉サービス、外出支援、日中一時支援等を推進するとともに、障がいのある人が日常生活において必要な移動手段の確保を進めます。

また、地域福祉活動の促進により、住民による支え合いを一層強化するとともに、障がいのある人の当事者活動の支援やボランティア・NPO活動についても一層の推進を図ります。

〈6〉障がいのある子どもへの総合的な支援の充実

障がいのある子どもが、身近な地域で専門的な療育や障がいの内容に応じた保育・教育を受けられるように関係機関との連携を図りながら療育・保育体制の充実に努めます。障がいのある子どもが必要な支援を受けながら地域で生活できるように障がい児福祉サービスの充実に取り組みます。

〈7〉障がいのある人が安全に避難できる災害対策の強化

避難行動要支援者名簿に基づき、障がいのある人が災害時に安全に避難できるように地域での支援体制の構築に取り組みます。また、災害時に福祉避難所となる場所のバリアフリー化を進めるとともに、民間の事業者との協定を締結するなど、災害時の対策に取り組みます。

第2部 玉城町第3次障がい者基本計画

第1章 施策の基本方向と取り組み

1. 障がいを理由とする差別の解消及び障がいのある人への理解を深めます

(1) 障がいを理由とする差別解消の推進

平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。障がいを理由とする差別を解消するとともに、暮らしの上で障がいがあるためにできないことや、あきらめることがないように、様々な障壁をなくすことが求められています。そのためには、障がいのある人に対して理解を深める取り組みが必要です。講演会等の学習機会を通じて周知・啓発に努めます。

No.	取り組み	内 容
①	人権教育事業の推進	○障がいに関する問題をはじめ、様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるため、講演会等の定期的な開催を図ります。
②	「障害者差別解消法」の周知・啓発（☆）	○「障害者差別解消法」の周知・啓発に努め、障がいのある人に対する不当な差別的取り扱いを解消することや、合理的配慮を与えないことが差別にあたるということについて住民や事業者に対して理解を深めます。
③	各種講座・教育への支援	○公民館や図書館など社会教育関連施設と連携し、障がいに関する理解を深めるための講座や教室の開催に努め、住民の学習機会の拡充を図ります。

※（☆）は重点施策

（２）広報・啓発の推進

障がいや、障がいのある人に関する理解を促進するため、引き続き「広報たまき」やホームページを通じた広報に努めるほか、ケーブルテレビを活用し「障害者週間」等の機会を捉えた情報提供や啓発を行います。また、発達障がいや内部障がい等についても住民の理解の促進を図り、障がいの特性に応じた支援のあり方についても紹介に取り組みます。さらに、障がい者団体等と連携し、障がいに関して広く住民の理解を深められる場の充実に努めます。

No.	取り組み	内 容
①	様々な媒体を活用した障がいに対する理解の促進	○「広報たまき」やホームページ等において、障がいそのものや障がいのある人について住民の理解と啓発を進めます。また、障がいの特性に応じた必要な配慮や支援の方法などについて紹介し、住民の理解を深めるように努めます ○ケーブルテレビの自主放送枠等を活用し、障がいに関する情報提供や諸問題についての啓発を行います。
②	「障害者週間」を中心とした広報・啓発	○「障害者週間」（12月3日から12月9日）の期間を活用し、様々な広報を行うほか、障がい者団体等と連携し、障がいへの理解を深めるための啓発活動等を展開します。
③	障がい者団体等による啓発活動の促進	○障がい者団体等と連携し、障がいに関して広く住民の理解を深められるよう、啓発の場の提供や支援に努めます。
④	理解が進んでいない障がいへの啓発促進	○精神障がいをはじめ、内部障がいや学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、自閉症等の発達障がい、高次脳機能障がい等、理解が十分に進んでいない障がいについて、各種広報媒体の活用や講座の開催などにより、理解の促進や支援のあり方等の周知を図ります。

【数値目標】

指 標	名 称	現状(平成 28 年度)	目標(平成 35 年度)
	広報・啓発活動の回数	年 2 回	年 3 回

(3) 福祉教育の推進

各学校で実施している福祉教育や体験学習等を通じ、障がいのある人に対する理解を深める福祉教育を推進します。また、より多くの住民が障がいのある人の問題や人権等について学べるよう、学習機会の提供を図ります。

No.	取り組み	内 容
①	学校における福祉教育の推進	○小中学校において福祉教育や福祉体験、職場体験学習を推進し、地域にある福祉施設等と連携しながら、子どもたちから福祉に対する理解を深める福祉教育を推進します。 ○福祉学習を年間計画に位置づけて推進し、児童生徒の意識を高めながら、実践的な活動につなげていきます。 ○道徳教育を進めながら、ボランティア意識の高揚を図ります。
②	人権教育の推進	○障がいに関する問題をはじめ、様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるため、人権教育推進ネットワーク研究会を中心に、講演会や視察研修等を継続して行います。 ○小中学校において、人権教育推進計画を作成し、保護者との連携を深めながら人権教育を推進します。
③	各種講座・教室の開催	○公民館や図書館等、社会教育関連施設と連携し、障がいに関する理解を深めるための学習活動やボランティア養成講座の推進に努め、障がいのある人と地域住民との協働による実践活動につながる機会の拡充を図ります。 ○町職員による出前講座を継続して実施し、障がい者施策の周知を行います。
④	福祉教育活動への支援	○障がい者福祉に関する資料の貸し出しや情報提供に努め、各種講演会や講座・教室、研修会等、地域における福祉教育活動の促進を図ります。

（４）交流活動の促進

障がい者団体や社会福祉協議会、障がい福祉サービス提供事業者、学校、自治会等、多様な団体・機関と連携し、障がいのある人と地域住民とがお互いに交流できる機会の拡充に努めます。また、特別支援学校玉城わかば学園と保育所、小中学校等における交流活動の充実を図ります。

No.	取り組み	内 容
①	障がい者教育事業の推進	○障がいのある人の社会参加の促進を図るため、交流活動や学習活動を通じ指導者やボランティアの育成を図ります。
②	学校における交流活動の推進	○特別支援学校玉城わかば学園と近隣の小中学校との定期的な交流会の実施や文化祭等の学校行事への参加を進め、双方向による交流を密にします。
③	交流の場づくり	○日常的なふれあい・交流ができるようなレクリエーション活動を通じた交流活動の推進に努め、障がい者団体等が行う事業においても、住民やボランティア等との交流が促進されるよう努めます。 ○学校におけるクラブ活動を通じ、児童生徒と障がいのある人との日常的な交流を推進します。

２．行政上の配慮を充実し、自己決定を支援します

（１）障がいのある人に配慮した情報提供の推進

障がいのある人が自らの意思に基づいて生活するためには、必要な情報が的確に伝わる必要があります。町の様々な施策等について、障がいの特性に応じてわかりやすく伝えられるように努めます。

No.	取り組み	内 容
①	情報のバリアフリー化の推進	○「広報たまき」やホームページについて、文字の大きさやフォント、色彩等に配慮し、障がいのある人にとって見やすく、わかりやすい情報の提供に努めます。 ○障がいのある人の特性やニーズに対応した情報提供の方法等を把握・検討し、必要に応じて導入していきます。
②	障がいのある人が見やすい「福祉ガイドブック」の作成	○パンフレットや案内冊子は定期的に更新を行い、最新情報の提供に努めます。また、障がいのある人にわかりやすい内容やデザインに努めます。
③	障がい福祉サービス等の情報提供の充実	○障がい者福祉制度に係る法改正や新法の施行状況等を踏まえ、変更点や仕組み等が障がいのある人等に周知されるよう、幅広い情報提供に努めます。
④	「たまきイキイキ福祉マップ」等の活用	○町内の福祉施設をはじめ、病院や公共施設等をわかりやすく掲載した「たまきイキイキ福祉マップ」の情報を必要に応じて随時更新するとともに、紹介や配布方法について研究しながら、必要とする人に情報が届くように努めます。
⑤	情報機器を活用した情報の発信	○防災・防犯情報や町の情報発信について、ファックスやメールなどの情報機器を活用し、聴覚に障がいのある人に必要な情報が伝達できるように取り組みます。

（２）意思疎通支援の充実

障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、障がいのある人が様々な情報を知り、的確に伝えられることが必要です。三重県では平成 29 年 4 月 1 日に「手話言語条例」が施行され、手話が言語であるとの認識のもとで、手話を使いやすい環境整備が進められています。本町においても、手話や要約筆記などの確保に努め、障がいのある人の意思疎通支援に取り組みます。

No.	取り組み	内 容
①	手話通訳者の養成	○県等が実施している手話講座の受講を推進し、町内で手話で会話ができる人を増やすように努めます。
②	「三重県手話言語条例」の啓発	○「三重県手話言語条例」の周知・啓発を図り、町内で手話が使われる場所や機会を増やすように努めます。
③	コミュニケーション支援	○手話通訳者、要約筆記者の派遣などを行い、聴覚障がいのある人の意思疎通の円滑化を図ります。

（３）選挙等における配慮等の実施

障がいのある人が選挙において、権利を行使することができるように必要な施策を講じます。

No.	取り組み	内 容
①	障がいのある人が利用しやすい投票環境の整備	○投票所となる会場のバリアフリー化を図り、障がいのある人が投票しやすい環境を整備します。
②	投票に対する支援	○投票所において障がいの特性に応じた支援を行うほか、交通手段の確保を図ります。代理記載制度や点字投票、郵便投票など選挙権行使の支援を行います。
③	郵便投票の啓発	○郵便投票制度の周知・啓発を行います。

（４）行政機関における配慮及び障がい者理解の促進

町職員が研修等を通じて、障がいのある人の特性や配慮・支援の方法をきちんと理解し、適切に対応し、合理的な配慮を提供することができるように取り組みを進めます。

No.	取り組み	内 容
①	職員等の障がい者理解の促進	○町職員が障がいの特性や配慮・支援の方法を理解し、職員対応マニュアルに基づき適切に対応できるように研修等を行います。
②	手話通訳者等の配置	○窓口到手話通訳者を配置し、障がいのある人が行政手続きを行いやすいように取り組みを進めます。
③	町行事等への手話通訳の実施	○町主催行事等において手話通訳や要約筆記等を取り入れ、聴覚に障がいのある人が参加できるように取り組みます。

3. 安心できる地域生活を支援します（生活支援）

（１）障がいのある人の自己決定の支援

日常生活や社会生活において、障がいのある人の意思が適切に反映された生活を送るためには、障がい福祉サービスに関わる人たちが、障がいのある人の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応をとることが必要です。国が平成 29 年 3 月に示した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に基づき、様々な場面で障がいのある人の意思決定が行われるように支援するとともに、成年後見制度の利用促進を図ります。

No.	取り組み	内 容
①	意思決定支援ガイドラインに基づく各種サービスの提供	○日常生活や社会生活等において障がい者の意思が適切に反映されるよう、障がい福祉サービスを提供する事業者等に対し、意思決定支援ガイドラインの周知に取り組むとともに、研修会等を実施します。 ○意思決定支援が適切に行えるよう、体制の構築に取り組みます。
②	成年後見制度の利用促進	○判断能力が十分でない障がいのある人の意思に基づいた生活や財産管理が行えるよう、成年後見制度の周知に取り組みます。 ○成年後見制度について、障がいのある人が利用しやすい手続きの方法等を研究します。

（２）相談支援体制の充実

平成 25 年の「障害者総合支援法」の改正以降、相談支援に関する体制の強化がより一層、求められています。本町においても、障がいのある人やその家族からの相談に応じて、個々の障がいの特性や必要性に応じた様々なサービスを調整し、総合的・継続的に支援する相談支援体制のさらなる充実を図るとともに、障がいのある人が地域の中で安心して住み続けられるよう、地域移行・地域定着を支援します。

また、子育て期、高齢期といった縦割りではなく、途切れのない支援ができるように総合的な相談窓口を設置するとともに、それぞれの担当者の情報共有・交換を図り、包括的な支援ができる体制づくりに取り組みます。

No.	取り組み	内 容
①	総合相談体制の充実	○障がいのある人やその家族が、障がい福祉サービスや各種支援等に関する相談を気軽にすることができ、総合的かつ調整のとれたサービス提供につながるよう、専門職を配置し、多職種による総合的かつ継続的な相談支援を提供します。
②	障がいのある人の地域移行の推進	○医療機関等との連携のもと、入院している精神障がいのある人の地域生活への移行を進めるため、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）事業を推進します。
③	地域包括ケアシステムの構築（☆）	○子育て期から学童期、成人、高齢者まで総合的な相談窓口を設置し、支援を行う地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。 ○高齢・介護のケアマネジャーと合同の事例検討会のある「ケアマネット会議」において、情報交換・共有・資質の向上を図り、効果的な支援につなげます。 ○社会福祉士や保健師、精神保健福祉士等、相談支援機能を強化するために必要な専門的職員の設置を進めます。
④	地域自立支援協議会の運営支援	○障がいのある人に対する保健・福祉・医療・教育等のサービスに関する全体調整機関として、玉城町地域自立支援協議会の開催を支援し、関係機関の共通認識のもと、適切なサービスが提供されるよう、関係機関の連携及び調整機能の充実を図ります。

※（☆）は重点施策

【数値目標】

	名 称	現状(平成 28 年度)	目標(平成 35 年度)
指 標	相談支援センターへの相談件数	1,063 件	1,500 件
	地域移行の取り組みにより社会参加した精神障がいのある人の数	1 人	1 人

(3) 福祉サービスの充実と居住の場の確保

各種サービス提供事業所等と連携し、「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、生活安定のための経済的支援や各種負担の軽減策等を行い、障がいのある人の地域生活、在宅生活を支えるサービスの充実に取り組みます。

また、親亡き後を見据えたグループホームの整備など住居の確保に取り組むとともに、必要に応じて一時的に入所できるショートステイ等の確保に向けて事業所等へ働きかけます。

No.	取り組み	内 容
①	訪問系サービスの充実	○居宅介護、重度訪問介護をはじめとする訪問系サービスの提供を進め、障がいのある人の在宅での生活を支援します。 ○行動援護、同行援護による移動支援の提供を進め、障がいのある人の外出を支援します。
②	日中活動系サービスの充実	○自立訓練、生活介護、療養介護をはじめとする日中活動系サービスの提供を進め、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。 ○地域生活支援事業の一つとして、日中、障がい者支援施設等において障がいのある人に活動の場を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練を行う日中一時支援事業を実施します。
③	短期入所サービスの充実	○短期入所サービスの提供を進め、障がいのある人が必要な際に一時的に入所して、専門的な介護を受けながら安心して地域生活を継続できるよう支援します。
④	住まいの場の確保 (☆)	○地域において自立して暮らせるよう、グループホーム等の住まいの場の整備を促進します。 ○施設への入所が必要な障がいのある人が、円滑に施設入所支援が利用できるよう支援します。 ○障がいのある人が地域で生活を営むことができるよう、公営住宅や民間住宅も含めた住まいの場の確保・入居支援策を進めるとともに、住宅改修費を助成します。
⑤	補装具の交付・修理	○障がいのある人の身体機能を補完・代替する補装具の購入または修理に要した費用の一部を支給します。
⑥	日常生活用具費の支給	○日常生活上の便宜を図るため、障がいのある人に対し、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具の購入に要した費用の一部について日常生活用具費を支給します。
⑦	各種障害者手当等の支給	○「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「経過的福祉手当」「特別児童扶養手当」等の各種手当制度の周知徹底を図ります。 ○重度心身障がいのある人を介護している保護者に対して介護手当の支給を引き続き実施します。

※(☆)は重点施策

No.	取り組み	内 容
⑧	税の減免等	○障がいのある人の経済的負担を軽減するため、税の減免制度や各種割引制度について周知を図ります。
⑨	生活福祉資金の貸付	○社会福祉協議会と連携し、障がいのある人の経済的自立と生活の安定を図るため、生活費、住宅資金等の必要な資金を低利で融資する生活福祉資金の周知と効果的活用を促進します。
⑩	重度心身障害者紙おむつ等支給	○満3歳以上 65 歳未満の寝たきり若しくは排せつが困難なため常時紙おむつを必要としている在宅の障がいのある人に対し、紙おむつ等の購入に要する費用の一部助成を検討します。
⑪	難病患者への支援	○難病患者（358 疾病）の実態を把握するとともに、各種手帳を持っていない難病患者も障がい福祉サービスを利用できることの周知をするとともに、サービスの提供体制を構築します。
⑫	障がい児福祉サービスの提供体制の整備（☆）	○障がいのある児童が児童発達支援や放課後等デイサービスなどの必要なサービスを利用することで、発達を促すことや、居場所づくりができるよう、提供体制の整備を進めます。

※（☆）は重点施策

（４）権利擁護の推進

社会福祉協議会や民生委員児童委員、地域包括支援室等の関係機関と連携し、障がいのある人の財産の保全管理や身上監護の必要がある対象者の早期発見に努めます。また、地域生活支援事業において成年後見制度の利用支援を実施します。

No.	取り組み	内 容
①	日常生活自立支援事業の推進	○判断能力が十分でない障がいのある人等が、地域で自立した生活を送れるよう、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業による、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援を行います。
②	成年後見制度の代理申し立ての周知・実施	○判断能力が十分でない障がいのある人に代わって、町長が法定後見等開始審判の申し立てを行い、福祉の増進を図ります。
③	法人後見についての調査研究	○法人による成年後見制度の実施ができるよう、周辺市町と連携を図りながら調査研究を行い、設置に努めます。
④	成年後見制度の利用促進について	○平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、成年後見制度の利用が必要な人が適切に利用できるよう、広報・研修等を通じて制度の普及・啓発を強化します。

（５）虐待の防止

平成 23 年 6 月に成立した「障害者虐待防止法」を踏まえ、障がいのある人に対する虐待の防止・支援体制の整備に取り組みます。

No.	取り組み	内 容
①	虐待の防止	○障がいのある人への虐待の防止等に関する広報、その他啓発活動を推進します。 ○高齢者等虐待防止ネットワーク会議において、情報共有・報告を行い、虐待防止に努めます。
②	見守りネットワーク活動の推進	○民生委員児童委員等の関係機関との連携を強化し、成年後見制度の潜在的な利用希望者の把握を進めるとともに、虐待等の早期発見や適切な対応が行えるよう、見守りネットワーク活動を推進します。

（６）地域福祉活動の促進

障がいのある人が地域の中で孤立することなく、ともに生活できるよう、社会福祉協議会と連携し、障がい者団体や住民自治組織、民生委員児童委員、ボランティア等が行う、見守り活動やサロン活動、交流活動等の地域福祉活動の促進を図ります。

No.	取 り 組 み	内 容
①	地域福祉活動への支援	○自治会や民生委員児童委員、ボランティア・ＮＰＯ等の主体的な活動を支援します。 ○町内各地域の福祉力の向上を図るため、「地域支え合いマップづくり」を推進します。
②	小地域ネットワーク活動の推進	○障がいのある人をはじめ、地域の中で見守り、助け合いが必要な人に対して、見守りネットワーク活動を推進します。 ○障がいのある人や高齢者の居場所、集いの場となるサロン活動をすべての地域で実施できるよう、支援していきます。
③	ＩＣＴを活用した見守りサービスの実施	○障がいのある人や高齢者の移動手段である「元気バス」の予約携帯端末を活用し、緊急時の通報や対応ができる見守りサービスを展開します。
④	ボランティアの育成	○社会福祉協議会等と連携し、ニーズに応じたボランティア養成講座を開講するとともに、各種活動の周知を図ります。 ○児童生徒等、子どもたちからのボランティア活動を推進します。 ○障がいのある人等の様々な思いや言葉に耳を傾けることで共感と心のケアをともに行うことをめざした傾聴ボランティアの育成を図ります。
⑤	ボランティア活動への支援	○社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動基盤の整備や活動機会の充実を図るなど、活動しやすい環境づくりに努めます。 ○ボランティア団体への活動支援を行うと同時に、それぞれの団体や個人が互いに交流できる場づくりやネットワーク化の促進に努めます。
⑥	障がい者団体活動への支援	○町内で活動する障がい者団体や関係者で構成する団体に対して活動の支援を行い、障がいのある人の生きがいづくりや福祉の向上を図ります。 ○障がい者団体の活動のＰＲを行います。

【数値目標】

指 標	名 称	現状(平成 28 年度)	目標(平成 35 年度)
	傾聴ボランティア数	０人	60 人

4. 健康の保持・増進を支援します（保健・医療）

（１）障がいの早期発見・予防・対応

障がいの原因となる疾病や障がいの早期発見につながるよう、疾病や障がいに関する周知をはじめ、ライフステージを通じた健（検）診の実施に努めるとともに、医療機関との連携を強化し、適切な対応が図れるよう相談・指導体制の充実を図ります。また、「玉城町こども家庭支援ネットワーク会議」とも連携し、発達に課題のある子どもの早期発見・療育が図れる環境を整備していきます。

No.	取り組み	内 容
①	乳幼児健康診査等の実施	○妊婦健康診査をはじめ、4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施し、障がいの早期発見、早期療育につなげるとともに、育児不安のある保護者への支援を行います。 ○未受診者の把握に努め、受診勧奨を進めながら受診率の向上をめざします。
②	相談・指導体制の充実	○乳幼児から青年期まで途切れのない療育支援体制づくりを進めるため、子育て総合支援室において、障がいのある子ども一人ひとりのニーズや情報を一元的に集約・管理し、適切な支援を行います。 ○乳幼児健康診査、乳幼児訪問指導等の場を通じて、乳幼児を対象とした健康相談を実施します。 ○赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）や年間を通じて実施している子ども相談を通じ、支援が必要と思われる家庭への相談、指導、助言など育児に不安感を抱いている保護者への相談体制の充実を図ります。
③	療育体制の充実	○子どもの青年期までを見据えた途切れのない適切な支援が行えるよう、みえ発達障がい支援システムアドバイザーの養成に努めます。 ○発達障がいのある人やその疑いのある子どもが適切な支援を受けられるよう、みえ発達障がい支援システムアドバイザーによる保育所巡回相談や戸別訪問を推進します。 ○「玉城町こども家庭支援ネットワーク会議」を中心に保健・医療・福祉間の連携を強化し、発達障がい等の早期発見と早期治療に努めます。
④	成人の健康診査の充実	○生活習慣病の予防に向け、特定健康診査、特定保健指導を実施し、健診受診率、保健指導実施率の向上をめざします。 ○障がいの原因となる疾病の予防に向け、各種がん検診の実施を継続して進め、受診率の向上をめざします。

※（☆）は重点施策

No.	取り組み	内 容
⑤	疾病に対する理解の促進	○各種健診や教室、相談時等の機会を活用し、障がいの原因となる疾病について、その予防や治療方法等について理解と周知を図ります。
⑥	心の健康づくりの推進	○医療機関と連携し、地域、職場、学校の支援を得ながら精神疾患に関する正しい知識の普及や早期発見、早期対応を図ることにより、重症化を防ぐなど、心の健康づくりを推進します。
⑦	障がいのある人の健康づくり	○障がいのある人の健康の保持・増進を図るため、医療機関をはじめとする関係機関と連携し、検診や支援体制の充実に向け、検討を進めます。

【数値目標】

指 標	名 称	現状(平成 28 年度)	目標(平成 35 年度)
	みえ発達障がい支援システムアドバイザー養成研修受講修了者数	2人	3人

（２）医療との連携

障がいのある人ができる限り身近な地域で、適切な医療・リハビリテーションが受けられるよう、医療機関や三重県との連携を強化し、医療体制の充実を図ります。また、精神障がいのある人の地域生活を支えるため、保健・福祉・医療の関係者が連携した地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組みを進めます。

No.	取り組み	内 容
①	公的医療制度の充実	○重度心身障がい（児）者に対する医療補助等、障がいのある人が安心して適切な医療を受けることができるよう、公的医療制度の適正な運用を図ります。
②	診療を受けやすい環境づくり	○障がいの特性に配慮したコミュニケーションが図れるようにするなど、医師会等と連携し、障がいのある人が、身近な医療機関で診療を受けやすい環境づくりに努めます。
③	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの取り組み推進	○医療機関との連携を強化し、精神疾患の早期発見・治療を行うとともに、緊急時における救急体制等、適切な精神医療提供体制の確立と精神障がいにも対応した地域包括支援システムの構築に向けて取り組みを推進します。 ○医療機関との連携のもと、医療から福祉への切れ目のない支援体制の構築を図るとともに、必要な人に適切にサービスが提供できるよう、ニーズの掘り起こしに努めます。
④	難病患者の医療の充実	○難病患者に対し、医療機関の情報を提供するとともに、医療費の助成制度について周知できるよう情報提供を図ります。

5. 生涯にわたり学ぶ機会を確保します（教育・療育）

（１）障がいのある人も、ない人も、ともに学ぶ教育の推進

障がいの有無に関わらず、可能な限りともに教育を受けられるような条件整備に努めるとともに、自立と社会参加を見据えて、個々の児童生徒の教育的ニーズに応じた教育が提供できるように取り組みます。また、発達障がいなどを早期に発見し、適切な支援につなげるため、医療・保健・福祉等との連携を図り、早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。さらに、就学前から卒業後まで途切れのない指導・支援を受けられるよう、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関との連携を深め、青年期から就労を見通した個別の教育支援計画の充実や就学指導のさらなる充実に努めます。

No.	取り組み	内 容
①	乳幼児期から就労にいたるまで一貫した支援体制の整備	○「玉城町こども家庭支援ネットワーク会議」により、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関の連携を図る中で、障がいのある子どもに対する個別の支援計画の作成を進め、乳幼児期から就労にいたるまで一貫した支援体制の整備を図ります。
②	発達障がい児支援の充実（☆）	○教育委員会と連携し、みえ発達障がい支援システムアドバイザーによる保育所・小学校・中学校巡回相談等に加え、子ども相談・言語相談などを活用し、発達障がいの早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられるよう、体制づくりに努めます。
③	ともに学ぶ教育の推進（☆）	○各学校に配置している特別支援教育コーディネーターの連携強化、相互支援を進めるとともに、校内特別支援教育委員会の充実や研究会の開催等を図り、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が行えるよう、体制の充実を推進します。 ○特別支援教育の充実を図るため、学習支援員の配置や非常勤講師の配置を進め、少人数によるきめ細かな指導を行います。 ○障がいの有無に関わらず、可能な限りともに教育を受けられるような条件整備に努めます。
④	教職員の専門性の向上	○障がいのある児童生徒一人ひとりに対応できるよう、特別支援学校や小中学校障がい児教育担当教員間との実践的な交流、研究会を充実します。 ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら、教員の専門性を高め、学習指導の充実と向上を図ります。
⑤	就学指導の充実	○障がいのある児童生徒の就学先決定にあたり、児童生徒と保護者の意見を尊重しつつ、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うように推進します。

※（☆）は重点施策

No.	取り組み	内 容
⑥	放課後・休暇中の居場所づくり（☆）	○休暇中や放課後などに障がいのある子どもが安心して安全に過ごせる居場所を確保するため、放課後児童クラブにおいて、障がいのある子どもの受け入れを継続して行います。また、遊びや自主的な活動ができるよう、放課後子どもプラン事業を推進します。 ○地域生活支援事業の一つである日中一時支援事業をはじめ、児童福祉法の改正により創設された児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業の実施及び提供基盤の充実を図ります。

※（☆）は重点施策

（２）就学前教育・保育の充実

障がいのある子どもが、身近な地域で専門的な療育や一人ひとりの障がいの状況に応じた保育を受けられるよう、「玉城町こども家庭支援ネットワーク会議」を中心に、教育・医療・保健・福祉等の関係機関との連携を図りながら、ネットワークの形成を進め、療育・保育体制の充実に努めます。

No.	取り組み	内 容
①	障がい児保育の充実	○障がいのある子どもが、身近な地域で一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育が受けられるよう、保育所において障がいのある子どもを受け入れるとともに、必要な保育を提供します。 ○障がいのある子どもに見合った保育内容の充実を図るため、個別支援計画を作成し、一人ひとりの障がいの状況やニーズに応じた保育を行います。 ○保育士の加配により、障がいのある子どもの受け入れ体制の充実を図ります。
②	保育士の専門性の向上	○みえ発達障がい支援システムアドバイザーや地域子育て支援センターと連携し、特別支援担当保育士の研修、ケース会議の開催などを行い、職員一人ひとりの専門性を高め、保育内容の充実を図ります。
③	訪問指導の充実	○発達障がいのある人やその疑いのある子どもが適切な支援を受けられるよう、みえ発達障がい支援システムアドバイザーによる保育所巡回相談や戸別訪問を推進します。
④	障がいのある子どもへの相談支援の充実（☆）	○「玉城町家庭支援ネットワーク会議」を中心に、教育・医療・保健・福祉等の関係機関が連携し、相談や療育支援を行います。 ○「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正にともない、障がい児福祉サービスの利用を希望する人に対し必要なサービスを提供できる体制を構築するとともに、サービス利用計画書の作成を行います。

※（☆）は重点施策

【数値目標】

指 標	名 称	現状(平成 28 年度)	目標(平成 35 年度)
	子どもたちに関わる教育・福祉の連携した回数（巡回相談等）	48 回	50 回

（３）生涯を通じた多様な学習活動の充実

障がいのある人が地域において文化芸術活動に親しむことができるように、施設・設備の整備を進め、障がいの有無に関わらず文化芸術活動ができる環境づくりに取り組みます。関係機関に対し、障がいのある人が参加しやすい文化芸術活動や生涯学習に関する教室・講座等の開催を働きかけるとともに、発表の機会の提供を図り、障がいのある人が地域の中で豊かな生活を送ることができるよう、生きがいづくりを支援します。

No.	取 り 組 み	内 容
①	生涯学習の促進	○大活字本の充実や読み聞かせを行うなど、図書館等の社会教育施設が、障がいのある人にとって利用しやすい施設となるよう工夫をします。 ○公民館活動が障がいのある人にとって利用しやすいものになるよう、各種講座や教室に関する情報提供を徹底するとともに、講座内容の充実を図り、学習活動を支援します。
②	障がいのある人の学習活動の発表の場の充実（☆）	○障がいのある人も文化・芸術活動に気軽に参加できるよう、障がいのある人の作品を展示する場を設け、発表の場の充実を図ります。

※（☆）は重点施策

（４）文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

障がいのある人のニーズに応じたスポーツを指導できる人材を育成するとともに、障がいのある人がスポーツに親しめるように施設・設備の充実などの環境づくりに取り組みます。東京パラリンピックや全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）に向けて、障がい者スポーツの紹介に努めます。

No.	取り組み	内 容
①	障がい者の集い	○障がいのある人を対象に、互いの理解と親睦を深めるため、障がい種別をこえた交流事業の開催を検討します。
②	交流の場づくり	○日常的なふれあい・交流ができるようなレクリエーション活動を通じた交流活動の推進に努め、障がい者団体等が行う事業においても、住民やボランティア等との交流が促進されるよう努めます。 ○たまりんピックを開催し、障がいのある人と地域住民とのレクリエーションを通じた交流を深めます。
③	障がい者スポーツの指導者の育成	○障がいのある人が気軽にスポーツに親しめるように、指導者の育成・研修に取り組みます。
④	東京パラリンピックに向けた障がい者スポーツの促進	○東京パラリンピック、全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）の開催に向けて、障がい者スポーツの紹介や広報に努めます。 ○町民体育祭をはじめ、各種スポーツ大会において、障がいのある人がより参加しやすい環境の整備に努めるとともに、開催情報のPRを推進し、幅広い周知を図ります。 ○総合型地域スポーツクラブ等で、障がいのある人も参加できるプログラムの提供を検討します。
⑤	社会体育施設の整備	○だれもが気軽に安心してスポーツに親しむことができるよう、教育委員会等と連携し社会体育施設のバリアフリー化等の整備に取り組みます。

6. いきいきと働ける環境をつくります（雇用・就労）

（１）一般企業等での就労に向けた支援

公共職業安定所や商工会、地域自立支援協議会、障害者就業・生活支援センター等、関係機関との連携を強化し、民間企業やサービス提供事業所等への働きかけを行い、障がいのある人の雇用・就労の場の拡大に努めます。また、公共機関における雇用拡大についても庁内関係各課と連携を図りながら進めていきます。

No.	取り組み	内 容
①	民間企業への啓発・雇用拡大の促進（☆）	○障がいのある人の雇用の場の拡大を図るため、公共職業安定所や商工会等関係機関との連携を図りながら「障害者の雇用の促進等に関する法律」の周知徹底を図るとともに、法定雇用率の未達成企業に対する指導・助言に努めます。 ○公共職業安定所と連携し、企業に対して、障がいのある人の雇用に関する各種助成制度の周知・活用を働きかけ、障がいのある人の雇用拡大に努めます。 ○ハローワークや障害者就労事業所と連携し、企業見学や企業実習を推進し、企業等に障がい者に対する理解を深めるよう取り組みます。 ○障がいのある人の就労実習を支援する人材養成に取り組みます。 ○農福連携を推進し、農業の分野への雇用拡大に努めます。
②	公共機関における雇用拡大の推進	○町役場、町立介護施設等の公共機関において、障がいのある人の雇用を促進するとともに、職場環境や労働条件の改善により、雇用職域の拡大を図ります。
③	就労に関する相談・情報提供体制の充実	○障がいのある人の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、また、情報提供が行えるよう、障害者就業・生活支援センターを積極的に活用すると同時に、公共職業安定所等との連携を強化し、求人情報の提供や相談体制の充実を図ります。 ○企業に対し、障がいの特性に応じた仕事や働き方等についての情報提供を行うとともに、就労を希望する人と企業とのマッチングの仕組みづくりに取り組みます。
④	障がいのある人の雇用への理解促進	○障がいのある人を雇用している企業や、企業で活躍している障がいのある人の紹介を行うなど、障がいのある人の雇用への理解促進を図ります。 ○障がいのある人が企業で実習を行えるように、ジョブサポーターの養成に取り組みます。

※（☆）は重点施策

（２）就業の場の確保と自立訓練の推進

障がいのある人の就労機会の拡大を図るため、障がいの状態や状況に応じた就労の場（日中活動の場）の確保を図るとともに、必要な知識・能力の習得を図るための支援を行います。また、公共職業安定所や民間企業、地域自立支援協議会、障害者就業・生活支援センター等、関係機関とのネットワーク化を図り、就労の前後にわたる支援体制づくりを進めます。

No.	取り組み	内 容
①	就労移行支援事業の実施（☆）	○福祉施設から一般就労への移行に向けて、基礎的な訓練の実施、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後における職場定着等、障がいのある人の就労移行を支援します。 ○関係機関と連携し、就労を希望する人をチームで支援する体制の構築に取り組みます。
②	就労継続支援事業の充実（☆）	○障がいのある人一人ひとりの障がいの状態や状況に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、サービス提供事業所や地域自立支援協議会と連携し、就労継続支援事業等、福祉的就労の場の充実を図ります。
③	工賃水準の向上	○一般就労、福祉就労の工賃の状況を把握し、工賃水準の向上に向けた取り組みを推進します。 ○就労継続支援事業所等の工賃水準の向上を図るため、町内物販施設やイベント等での出店の働きかけをはじめ、事業所製品の展示・販路拡大等を支援します。
④	ジョブコーチ等、就労支援の推進	○障がいのある人がスムーズに職場環境になじめるように、雇用の前後を通じ障がいのある人と事業所の双方を支援するジョブコーチや職親制度等の積極的な活用を図ります。
⑤	トライアル雇用の促進	○事業者に対して障がいのある人を一定期間試行雇用し、相互の理解と常用雇用へのきっかけづくりを行うトライアル雇用の実施を働きかけます。
⑥	広域的な就労ネットワークの形成	○地域自立支援協議会を中心に、特別支援学校や学校、公共職業安定所、商工会、民間企業、サービス提供事業者、行政等の関係機関によるネットワークを形成し、就労前から就労後にわたって障がいのある人の就労支援が図れる体制づくりに努めます。

※（☆）は重点施策

7. 安全で暮らしやすい生活環境を築きます（防災・生活環境）

（１）公共施設等のバリアフリー化の推進

「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」や「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、障がいのある人が地域の中で安全に安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。また、民間企業や関係機関と連携し、計画的にバリアフリーのまちづくりを進めるとともに、多くの人が利用しやすいよう、バリアを最初から無くしていくユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

No.	取り組み	内 容
①	住宅改修への支援	○高齢者福祉施策等とも連携し、手すりの取り付けや段差の解消など、居宅における改修への支援に努めます。
②	公共施設のバリアフリー化	○既存の公共施設について、利用者の要望を把握しながらバリアフリー化を進めます。 ○公共施設の新設の際には、ユニバーサルデザインの考え方のもと、計画の段階から障がいの有無に関わらず、だれもが利用しやすい施設となるよう整備を進めます。
③	民間施設への啓発	○障がいのある人をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」等の周知を図り、事業者等への理解促進と施設の整備、改善を要請していきます。
④	道路等、交通環境の整備	○障がいのある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、歩道等の確保・拡張や段差の解消、障害物の撤去、音響信号機等の設置、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、交通環境の整備を進めます。
⑤	公園等の整備	○障がいのある人を含め、すべての住民が利用しやすいよう、トイレの設置やバリアフリー化など利用しやすい施設整備を進めます。
⑥	わかりやすいサインの研究	○公共施設の案内板等の新設、修正において、障がいのある人にもわかりやすい表示や色彩、デザインとなるように努めます。

（２）移動手段の確保・充実

障がいのある人の社会参加を促進するため、「元気バス」等の利便性を向上するなど、外出における支援の充実を図ります。また、自動車の改造費助成や各種割引制度の周知を図るほか、ガイドヘルパーを養成するなど外出に向けた支援に取り組みます。

No.	取り組み	内 容
①	「元気バス」等の充実	○オンデマンド方式で運行している「元気バス」の利便性向上を図り、障がいのある人や高齢者の社会参加を促進します。また、予約携帯端末を活用した見守りサービスを実施します。 ○町保健福祉会館と伊勢市小俣図書館を結ぶ福祉バスの利用促進を図ります。
②	自動車に関わる助成の充実	○身体障がいのある人が自ら運転する自動車を改造するための費用を助成する「自動車改造費助成事業」や運転免許取得にかかる費用の一部を助成する「運転免許取得助成事業」の周知を図り、必要な対象者への利用を促進します。
③	運賃割引制度等の周知	○障がいのある人の移動にかかる経済的負担を軽減するため、バスやタクシー、ＪＲ等の運賃割引制度や有料道路の割引等の周知を図ります。
④	同行援護（ガイドヘルパー）の充実	○視覚障がいのある人や重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人等、一人ひとりの障がいの状況に応じた外出支援が行えるよう、ガイドヘルパーを養成するため、研修等への参加の促進を図り、質の向上に努めます。
⑤	移動支援事業の充実	○障がいのある人が買い物や通院等の外出を支援するため、移動支援事業の充実を図ります。
⑥	じん臓機能障害者通院交通費助成	○慢性透析療法を行うため頻繁に通院する必要がある障がいのある人に対して経済的負担の軽減を図るため、通院時における公共交通機関等の利用料金の軽減等を検討します。
⑦	「たまきイキイキ福祉マップ」等の活用	○町内の福祉施設をはじめ、病院や公共施設等をわかりやすく掲載した「たまきイキイキ福祉マップ」の情報を必要に応じて随時更新するとともに、紹介や配布方法について研究しながら、必要とする人に情報が届くように努めます。

(3) 防災・防犯体制の整備

災害等の緊急事態発生時に、適切な情報提供と避難・救援が行えるよう、防災関係機関との連携を強化し、避難行動要支援者名簿の作成と活用や支援体制づくりなど、地域全体の防災力の強化に努めます。また、障がいのある人をはじめ、住民が犯罪等に巻き込まれないよう、関係機関・団体と連携し、防犯体制を整えます。

No.	取り組み	内 容
①	地域防災計画の推進	○「玉城町地域防災計画」に基づき、減災への取り組みや地域における防災体制の充実を図るとともに、障がいのある人をはじめとする災害時の避難に支援が必要な人への支援を進めます。
②	避難支援体制の構築 (☆)	○避難行動要支援者名簿に基づき、要支援者に対する情報把握・情報共有を行うとともに、個別支援計画を作成し、迅速な避難誘導や安否確認等の支援体制の構築に取り組みます。
③	自主防災組織の育成	○自治区を単位とした地域住民による自主防災組織の結成を進めるとともに、自主防災リーダーの育成や防災組織同士の連携体制づくりを支援します。
④	避難支援の推進	○有事の際、避難行動要支援者及び要配慮者が安全かつ迅速に避難できるよう自治会、民生委員児童委員、自主防災組織、関係社会福祉施設、各種ボランティア団体との連携を進め、地域ぐるみの避難体制づくりを推進します。 ○災害時に一般の避難所での生活が困難な障がいのある人とその家族のため、福祉避難所の指定・整備を行うとともに、医師会との協定をはじめとした医療機関との連携のもと、災害時の医療体制を確保します。
⑤	災害情報伝達システムの整備	○災害時にとどまらず、住民全体の保護の必要性が生じた場合等、その情報を瞬時に各地域及び住民に提供するシステムやエリアメールを活用し、情報伝達の充実に努めます。
⑥	障がいのある人に配慮した情報伝達手段の拡充	○聴覚障がい・言語障がいのある人に、FAXや携帯電話のメール機能等を活用した災害情報伝達システムの利用拡充を図ります。また、緊急通報システムやFAX110番、携帯電話等からのメール110番の周知を図り、緊急時における体制強化を図ります。
⑦	地域あんしんネットワークサービス	○伊勢市消防本部では、心身の障がいがある人から救急や救護の要請があったとき、迅速に的確な対応ができるように事前に登録されている人の情報を活用して救急救助活動を行っており、今後も住民に周知し、登録者の名簿整理も随時行うよう努めます。
⑧	地域防犯体制の確立	○自治会をはじめ、警察や伊勢度会地区生活安全協会、玉城町生活安全推進協議会と連携し、防犯・暴力追放運動を推進するとともに、地域単位による防犯活動への支援と地域における防犯体制の確立を図ります。 ○障がいのある人が犯罪に巻き込まれないよう、消費者保護に関する情報提供や消費生活相談を実施します。

※(☆)は重点施策

第3部 第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画

第1章 障がい福祉サービスの利用状況

1. 障がい福祉サービスの利用状況

(1) 訪問系サービス（介護給付）

訪問系サービスは、「居宅介護」と「同行援護」の利用がありました。「居宅介護」は、計画値に対し、実績値が上回っています。

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	実績値	20	23	27
		計画値	13	15	18
	時間	実績値	226	242	227
		計画値	120	142	169
重度訪問介護	人	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	1
	時間	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	10
同行援護	人	実績値	0	0	1
		計画値	1	1	1
	時間	実績値	0	0	8
		計画値	3	3	3
行動援護	人	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	1
	時間	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	10
重度障害者等 包括支援	人	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
	時間	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0

※平成 29 年度分については、平成 29 年9月末時点の実績からの見込み数値
実績値及び計画値ともに、1か月毎の利用者数を足したものを12か月で除した数値

(2) 日中活動系サービス（介護給付）

日中活動系サービスでは、「生活介護」、「療養介護」について実績値が計画値を上回っています。「短期入所（ショートステイ）」は、平成 27 年度は計画値よりも実績値が上回っています。

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人	実績値	42	44	47
		計画値	40	40	40
	人／日	実績値	701	699	748
		計画値	710	710	710
療養介護	人	実績値	4	4	4
		計画値	3	3	3
短期入所 (ショートステイ)	人	実績値	9	7	6
		計画値	7	7	7
	人／日	実績値	24	19	19
		計画値	22	22	22

※平成 29 年度分については、平成 29 年9月末時点の実績からの見込み数値
実績値は1か月毎の利用者数を足したものを 12 か月で除した数値

(3) 日中活動系サービス（訓練等給付）

日中活動系サービスについては、「就労移行支援」は実績値が計画値を上回っています。「就労継続支援（A型）」は、ほぼ計画値並の実績値となっています。

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練 （機能訓練）	人	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
	人／日	実績値	0	0	0
		計画値	22	22	22
自立訓練 （生活訓練）	人	実績値	1	1	1
		計画値	2	2	2
	人／日	実績値	17	2	10
		計画値	42	42	42
就労移行支援	人	実績値	3	2	1
		計画値	1	1	1
	人／日	実績値	49	27	22
		計画値	22	22	22
就労継続支援 （A型）	人	実績値	4	5	7
		計画値	4	5	4
	人／日	実績値	73	85	101
		計画値	88	88	88
就労継続支援 （B型）	人	実績値	51	57	56
		計画値	48	51	53
	人／日	実績値	915	1062	1060
		計画値	849	902	936

※平成 29 年度分については、平成 29 年9月末時点の実績からの見込み数値
実績値は1か月毎の利用者数を足したものを 12 か月で除した数値

(4) 居住系サービス

居住系サービスは、「共同生活援助」、「施設入所支援」とともに計画値並の実績値となっています。

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	実績値	8	10	12
		計画値	8	8	9
施設入所支援	人	実績値	14	14	15
		計画値	14	14	13

※平成 29 年度分については、平成 29 年9月末時点の実績からの見込み数値
実績値は1か月毎の利用者数を足したものを 12 か月で除した数値

(5) 相談支援

計画相談については、平成 27 年度は 103 件、平成 28 年度は 114 件となっており、計画値を上回っています。

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人／年	実績値	103	114	104
		計画値	35	55	76
地域移行支援	人／年	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
地域定着支援	人／年	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1

※平成 29 年度分については、平成 29 年9月末時点の実績からの見込み数値
(人／年)は年間の実人数

2. 地域生活支援事業の提供状況

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実績値	無	有	有
		計画値	有	有	有

②自発的活動支援事業

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動 支援事業	実施の有無	実績値	無	無	無
		計画値	無	無	有

③相談支援事業

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	か所	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1
基幹相談支援センター	実施の有無	実績値	無	無	無
		計画値	無	無	有
基幹相談支援センター 機能強化事業	実施の有無	実績値	無	無	無
		計画値	無	無	有

④成年後見制度利用支援事業

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用 支援事業	件	実績値	0	2	2
		計画値	1	1	1

※平成 29 年度は9月末までの実績値

⑤成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度法人後見 支援事業	実施の 有無	実績値	無	無	無
		計画値	無	無	有

⑥意思疎通支援事業

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	件	実績値	1	4	1
		計画値	2	3	4
手話通訳者設置事業	人	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	1

※平成 29 年度は9月末までの実績値

⑦日常生活用具給付等事業

(年間)

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	件	実績値	2	1	0
		計画値	4	4	4
自立生活支援用具	件	実績値	8	2	0
		計画値	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	実績値	1	3	0
		計画値	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	件	実績値	4	1	1
		計画値	2	3	3
排せつ管理支援用具	件	実績値	237	223	159
		計画値	257	270	270
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	実績値	1	2	0
		計画値	2	2	2

※平成 29 年度は9月末までの実績値

⑧移動支援事業

(月平均)

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	時間	実績値	10	12	7
		計画値	28	28	28

※平成 29 年度は9月末までの実績による見込み値

⑨地域活動支援センター機能強化事業

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター 機能強化事業	か所	実績値	無	無	無
		計画値	無	無	無

(2) 任意事業

【日常生活支援】

①日中一時支援事業

(月平均)

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	人分	実績値	13	12	10
		計画値	19	19	19

※平成 29 年度は9月末までの実績による見込み値

【社会参加促進事業】

②芸術文化活動振興

(実人数)

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
芸術文化活動振興	人分	実績値	2	1	1
		計画値	2	2	2

※平成 29 年度は9月末までの実績値

第2章 障がい福祉サービス等の整備・充実

1. 障がい福祉サービスの提供にあたっての考え方

障がい福祉サービスなどの提供体制については、見込み量確保のための方策に加えて、障がいのある人の雇用・就労の促進、地域における居住の場の確保、相談支援及び障がい児支援体制の整備等の施策展開が求められており、次の方針のもと計画を進めます。

①必要な訪問系サービスの保障
訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図り、障がいのある人が地域で生活するために必要な訪問系サービスを保障します。
②障がいのある人などへの希望する日中活動系サービスの保障
障がいのある人の希望に応じ、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び地域活動支援センターで提供される日中活動系サービスを保障します。
③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することにより、障がいのある人の地域における生活の維持及び継続が図られるようにします。
④福祉施設から一般就労への移行等の推進
就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。
⑤相談支援体制の充実
障がいのある人が、地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。障がいのある人やその家族が抱える複合的な課題を整理し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげるなど、行政機関とその他関係機関との連携に努めることが必要です。

2. 平成 32 年度の目標値の設定

(1) 施設入所者の地域生活移行者数

国の指針	○平成 32 年度末時点で平成 28 年度末の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。ただし、現行計画における目標未達成と見込まれる人数も加味して設定するものとする。 ○平成 32 年度末時点の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本とする。ただし、現行計画における目標未達成と見込まれる人数も加味して設定するものとする。
玉城町の指針	○平成 28 年度末の施設入所者は 15 人となっている。国の指針は 9%以上が地域生活へ移行することを基本にしているが、現在の施設入所者の状況や地域資源、基盤整備の状況を鑑み、1 人（平成 28 年度末時点の 7%）を目標値として設定します。 ○目標値の達成に向けて、計画相談や一時相談を通じて、施設入所者個々の地域移行の可能性を把握していきます。

■成果目標

項 目	数値	考え方
平成 28 年度末時点の施設入所者 (A)	15 人	
【目標】地域生活移行者の増加	1 7%	(A) のうち、平成 32 年度末までに地域生活に移行する人の目標値
【目標】施設入所者の削減	2 人 13%	(A) の時点から、平成 32 年度末時点における施設入所者の削減目標値
平成 32 年度末時点の施設入所者	13 人	平成 32 年度末の利用者数見込み

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針	○平成 32 年度末までに市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単独で設置するのが困難な場合は、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。
玉城町の指針	○本町では精神障がいを専門とする医療機関や福祉事業所がないため、近隣市町と連携し、協議の場の設置に向けて検討を進める。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針	○平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。
玉城町の指針	○圏域で実施している「圏域地域生活支援拠点整備検討ワーキンググループ」において検討を進めると同時に、町内のニーズや事業所の意向などを確認しながら、整備の推進を図る。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針	○平成 32 年度末までに平成 28 年度実績の 1.5 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。ただし、現行計画における目標未達成と見込まれる人数も加味して設定するものとする。 ○福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成 32 年度末における利用者数が、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することをめざす。ただし、現行計画における目標未達成と見込まれる人数も加味して設定するものとする。 ※（サービス等利用計画案を踏まえてアセスメント期間（暫定支給決定期間）を設定し、利用者の最終的な意向確認の上、就労移行支援の利用が適していると判断されたもの） ○就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることをめざす。 各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%とすることを基本とする。【新規項目】
玉城町の指針	○平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数は 4 人だったが、平成 29 年 9 月末時点での利用者は 2 名と減少している。そのため、平成 32 年度中に一般就労へ移行する人数を 2 名と設定する。 ○相談支援体制の整備を行い、ニーズキャッチ体制の整備を行う。 ○企業との話し合いの場を増やし、継続的に企業見学会を企画・実施し、当事者・企業の声の「見える化」を行うことで、一般就労への移行を進める。 ○就業・生活支援センターと連携し、職場定着支援の取り組みを行う。

■成果目標

項 目	数値	考え方
平成 28 年度の一般就労への移行者 (A)	1 人	平成 28 年度の一般就労への移行者数
【目標】福祉施設から一般就労へ の移行者数 (B)	2 人	就労移行支援事業等を通じて平成 32 年 度中に一般就労に移行する人数
	2 倍	(B) / (A)
平成 28 年度末時点の就労移行支 援事業の利用者 (C)	4 人	平成 28 年度末時点の就労移行支援事業 の利用者数
【目標】就労移行支援事業の利用 者 (D) の増加	5 人	就労移行支援事業の平成 32 年度末にお ける利用者数
	2 割以上増	(D) / (C)
就労移行支援事業所数	1 か所	平成 26 年度の就労移行支援事業所数
【目標】就労移行支援事業所の就 労移行率の増加	1 か所	平成 29 年度の就労移行率が 3 割以上の 事業所数
【目標】各年度における就労定着 者数の増加	50%	就労定着支援による支援開始から 1 年 後の職場定着率

3. 障がい福祉サービスの見込み量と確保策

(1) 訪問系サービス

■内容

サービス名	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等を対象に、居宅における介護から外出時の移動中の介護及び生活等に関する相談等を総合的にを行います。
行動援護	知的・精神障がいにより行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護など必要な援助を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がいのある人等に対して、外出移動における必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護等、必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	重度の障がい者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

■見込み量

(月平均)

サービス名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	時間	278	309	340
	人	27	30	30
重度訪問介護	時間	0	0	10
	人	0	0	1
行動援護	時間	0	0	10
	人	0	0	1
同行援護	時間	48	48	48
	人	1	1	1

■見込み量確保のための方策

居宅介護については、過去の実績を踏まえて利用量の増加を見込んでいます。

視覚障がいのある人を支援する同行援護については、今後の利用希望者の把握に努めます。

重度訪問介護、行動援護については、今後のサービス周知と利用促進に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■内容

サービス名	内 容
生活介護	常時介護を要する障がいのある人を対象とした、主として日中に障がい者支援施設などで行われる、日常生活の支援や、創作的活動または生産活動の機会の提供など、身体機能または生活能力の向上のために必要な支援を行います。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力の向上のための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションなどの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	障がい者支援施設やサービス事業所において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を提供します。
就労継続支援A型	通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を提供します。（雇用型）
就労継続支援B型	通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を提供します。（非雇用型）
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。
療養介護	医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上の援助を行います。
短期入所 （ショートステイ）	介護者の病気などによって短期間の入所が必要な人に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護を行います。

■見込み量

(月平均)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	人／日	863	929	996
	人	52	56	60
自立訓練（機能訓練）	人／日	22	22	22
	人	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人／日	22	22	22
	人	2	2	2
就労移行支援	人／日	30	45	75
	人	2	3	5
就労継続支援 A 型	人／日	127	143	159
	人	8	9	10
就労継続支援 B 型	人／日	1,098	1,152	1,189
	人	60	63	65
就労定着支援	人	1	1	2
療養介護	人	4	4	4
短期入所 （ショートステイ）	人／日	24	24	24
	人	8	8	8

■見込み量確保のための方策

生活介護については、重度障がい者の受け入れ先として今後も利用が増加すると見込まれるため、必要量の確保に努めます。

就労系サービスについては、年々利用が増加しており、今後もニーズに応じられるように提供体制の整備に取り組みます。

短期入所は、従来からニーズが高かった上、近隣市町で設置が進んでいるため、利用増を見込んでいます。介助者のレスパイトや緊急時の受け入れも含め、地域生活を支える上で必要なサービスとして提供していきます。

(3) 居住系サービス

■内容

サービス名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人を対象として、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

■見込み量

(月平均)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助	人	12	13	21
施設入所支援	人	15	15	13
自立生活援助	人	1	1	1

■見込み量確保のための方策

共同生活援助については、当事者やその家族からニーズを把握するとともに、町内の法人と協議を進め、優先順位を検討し、平成 32 年度までに 1 か所の設置をめざして取り組みます。

施設入所支援については、平成 32 年度末における成果目標を踏まえて見込みを設定しています。また、地域生活への移行を進めるため、自立生活援助の活用を見込んでいます。

(4) 相談支援

■内容

サービス名	内 容
計画相談支援	障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院等から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

■見込み量

(実人数)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人／年	124	134	144
地域移行支援	人／年	1	1	1
地域定着支援	人／年	1	1	1

■見込み量確保のための方策

計画相談については、サービス利用者の課題の解決や適切なサービス利用のため、相談支援の質の向上に努めます。

地域移行支援、地域定着支援については、施設入所及び精神科病院に長期入院（入所）している人の地域移行に向けて相談支援や適切なサービスの提供に努めます。

4. 地域生活支援事業の見込み量

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

■内容

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修及び啓発を通じて地域社会への働きかけを行います。

■見込み量

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

■見込み量確保のための方策

「障害者週間」において障がいのある人への理解を促す事業を引き続き実施します。地域福祉座談会や「家族教室」等の研修や講習会を通じ、障がいのある人に対する理解を促進するとともに、支援のあり方などの周知に努めます。

また、障がいのある人の就労に結びつけるため、企業に対し、障がいの特性や障がいのある人を知ってもらう取り組みを進めます。

②自発的活動支援事業

■内容

サービス名	内 容
自発的活動支援事業	共生社会の実現に向け、家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、障がい者（児）やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対する支援方策を検討・実施していきます。

■見込み量

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有

■見込み量確保のための方策

地域自立支援協議会の「しごと部会」、「くらし部会」と連携し、障がいのある人の就労や生活を支援するサポーターやボランティアの育成に取り組みます。また、防災ボランティアや福祉施設職員等と連携し、避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練を実施します。

③相談支援事業

■内容

サービス名	内 容
障害者相談支援事業	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な一般的な相談（障害者相談支援事業）を行います。
基幹相談支援センター等 機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、専門的な相談支援に対応できるような、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士・保健師・精神保健福祉士等）を配置するほか、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を行います。
住宅入居等支援事業	公営住宅や賃貸住宅に保証人がいないなどの理由で入居困難な障がい者に、入所への支援、家主等への相談、助言を行います。
基幹相談支援センター	障がいのある人の自立支援を目的とした総合的・専門的な相談窓口となるセンターです。

■見込み量

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	か所	1	1	1
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	有

■見込み量確保のための方策

障がいのある人だけでなく、高齢者も含めた一体的な相談に対応できる基幹相談支援センターの立ち上げに向けて取り組みを進めます。将来的には、児童や子育てについての相談も対応できる体制づくりを視野に入れ、必要な人材の確保、体制づくりを進めます。

④成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内 容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人の報酬の一部を助成します。

■見込み量

(年間)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業	件数	2	2	2

■見込み量確保のための方策

判断能力が十分でない障がいのある人が福祉サービスの利用契約の締結等を適切に行うことができるよう、成年後見制度の周知を図るとともに、利用者を支援します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

■内容

サービス名	内 容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制の整備を検討するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

■見込み量

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有

■見込み量確保のための方策

成年後見制度に対するニーズを把握し、法人後見制度の実施に向けた課題を整理し、明らかにするよう努めます。その上で、法人成年後見制度のあり方について検討を進めます。

⑥意思疎通支援事業

■内容

サービス名	内 容
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳、要約筆記の方法により、障がい者とその他の人の意思疎通を仲介する奉仕員等の派遣等を行い意思疎通の円滑化を図ります。

■見込み量

(年間)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業の見込回数	件	5	5	5

■見込み量確保のための方策

「障害者差別解消法」に基づく合理的配慮の提供が求められることから、町行事等において手話通訳や要約筆記を提供できる体制を整えます。また、必要とする人に派遣ができるように確保に努めます。

⑦日常生活用具給付等事業

■内容

サービス名	内 容
日常生活用具給付等事業	重度障がい者（児）に対し、日常生活の便宜を図るため、以下の自立支援生活用具など日常生活用具の給付を行います。
日常生活用具給付等事業の内容	
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど障がい者（児）の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子など。
自立生活支援用具	障がい者（児）の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計などの、障がい者（児）の在宅療養等を支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの、障がい者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具などの障がい者（児）の排せつ管理を支援する衛生用品。
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	障がい者（児）の居宅生活活動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

■見込み量

(年間)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	件数	4	4	4
自立生活支援用具	件数	3	3	3
在宅療養等支援用具	件数	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件数	3	3	3
排せつ管理支援用具	件数	250	250	250
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数	2	2	2

■見込み量確保のための方策

日常生活用具給付事業については、障がいのある人の在宅生活を支援するため、障がいの特性や利用ニーズ等を把握し、必要な日常生活用具の給付を行います。

⑧移動支援事業

■内容

サービス名	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者（児）について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

■見込み量

(月平均)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	時間	15	15	15

■見込み量確保のための方策

障がいのある人の社会参加や自立を支援するため、必要なサービスの充実に努めます。

⑨地域活動支援センター機能強化事業

■内容

サービス名	内 容
地域活動支援センター 機能強化事業	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

■見込み量

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター 機能強化事業	実施の有無	無	無	有

■見込み量確保のための方策

任意事業である日中一時支援事業によってニーズへの対応を図ります。また、町内に地域活動支援センターはないものの、近隣市町のサービスの利用等、広域での支援を図ります。

(2) 任意事業

【日常生活支援事業】

①訪問入浴サービス

■内容

サービス名	内 容
訪問入浴サービス	居宅において入浴することが困難な重度身体障がい者に対し、訪問入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持、心身機能の維持等、福祉の向上を図ります。

■見込み量

(年間)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス	人	2	2	2

■見込み量確保のための方策

利用ニーズの動向をみながら、提供できる体制を整えます。

②生活訓練等事業

■内容

サービス名	内容
生活訓練等事業	視覚障がい者の社会参加を促進するため、歩行訓練等を実施しています。

■見込み量

(年間)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活訓練等事業	人	2	2	2

■見込み量確保のための方策

利用ニーズの動向をみながら、提供できる体制を整えます。

③日中一時支援事業

■内容

サービス名	内 容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を一時的に確保することにより日常生活を支援します。

■見込み量

(年間)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	人	15	15	15

■見込み量確保のための方策

障がいのある人の自主的な活動を支援するとともに、日中における活動の場を確保し、自立に向けた支援の充実に努めます。また、障がいのある子どもの家庭からのニーズに対応できるよう、必要量の確保に努めます。

④協議会における地域資源の開発・利用促進等支援事業

■内容

サービス名	内 容
協議会における 地域資源の開発・ 利用促進等支援事業	玉城町地域自立支援協議会において、先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取り組みを行い、障がいのある人への総合的な地域生活支援の実現を図ります。

■見込み量

(年間)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
協議会における 地域資源開発・ 利用促進等支援事業	人	10	10	10

■見込み量確保のための方策

障がいのある人が企業で実習体験ができるよう、ジョブサポーターの養成に取り組みます。また、企業に働きかけ、実習先の確保にも取り組みます。

【社会参加支援事業】

①文化芸術活動振興事業

■内容

サービス名	内 容
文化芸術活動振興事業	障がいのある人の、作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供するとともに、創作意欲を高めるための環境整備や必要な支援を行います。

■見込み量

(年間)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
文化芸術活動振興事業	人	2	2	2

■見込み量確保のための方策

町外の事業所において利用している人がいることから、今後も必要なサービスが提供できる体制を整えます。

第3章 障がい児福祉サービスの利用状況

1. 障がい児福祉サービスの利用状況

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	人	実績値	6	8	9
		計画値	1	3	3
	人／日	実績値	14	20	26
		計画値	5	8	8
医療型 児童発達支援	人	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
	人／日	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
放課後等 デイサービス	人	実績値	16	27	38
		計画値	5	5	4
	人／日	実績値	89	122	206
		計画値	8	8	8
保育所等 訪問支援	人	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
	人／日	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
障がい児相談 支援	人／年	実績値	23	32	31
		計画値	-	-	-

※平成 29 年度分については、平成 29 年9月末時点の実績からの見込み数値
 人日の実績値は1か月毎の利用者数を足したものを 12 か月で除した数値
 平成 29 年度の障がい児計画相談支援の実績値は9月末時点での実人数

第4章 障がい児福祉サービスの整備・充実

1. 障がい児福祉サービスの提供についての考え方

「子ども・子育て支援法」及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の視点から、教育・保育・医療・保健・就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

①地域支援体制の構築
障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要です。
②教育・保育・医療・保健・就労支援等の関係機関と連携した支援
保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等の子育て支援施策と連携を図ることが重要です。また、就学時及び卒業時において、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図ることが必要です。
③地域社会への参加・包容の推進
保育所等訪問支援を活用し、障がい児通所支援事業所が保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小中学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図る必要があります。
④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援体制の充実に加え、強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい児や虐待を受けた障がい児等の特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制が必要です。
⑤障がい児相談支援体制の確保
障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から継続的な相談支援を行うとともに、関係機関をつなぐ中心的で重要な役割を担っていることから、質の確保及びその向上を図りながら、相談支援の提供体制の構築を図る必要があります。

2. 平成 32 年度の目標値の設定

(1) 障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

①重層的な地域支援体制の構築（新規項目）

国の指針	○平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。 ○平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
玉城町の指針	○児童発達支援を行っている子育て総合支援室を本計画の児童発達支援センターに位置づける。 ○保健師とみえ発達障がい支援システムアドバイザーの研修修了者が定期的に保育所、小中学校を訪問し、相談や指導助言を行っており、本計画の保育所等訪問支援に位置づける。

②医療的二一スへの対応（新規項目）

国の指針	○平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。 ○平成 32 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを確保することを基本とする。
玉城町の指針	○済生会明和病院なでしこで事業を実施しており、必要な体制は確保できている。 ○松阪以南の 6 市 10 町の行政、関係機関で構成する「みえる輪ネット（三重県南部医療的ケア地域支援連絡会議）」を本計画の協議の場に位置づける。

3. 障がい児福祉サービスの見込み量と確保策

サービス名	内 容
児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	通常の児童発達支援に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施したり、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中（または利用予定）の障がいのある児童が、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対して集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がいがあり、障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
障害児相談支援	障がい児通所支援を利用する障がいのある児童に、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健・医療・福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

■見込み量

(月平均)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人／日	28	32	27
	人	12	14	16
医療型児童発達支援	人／日	0	0	4
	人	0	0	1
放課後等デイサービス	人／日	200	275	300
	人	40	55	60
保育所等訪問支援	人／日	0	0	0
	人	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人／日	0	0	4
	人	0	0	1
障害児相談支援	人／年	49	56	63
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	1

■見込み量確保のための方策

みえ発達障がい支援システムアドバイザー研修を修了した保育士と保健師が連携し、発達障がいのある児童や疑いのある児童の支援に取り組んでいます。

放課後等デイサービスは事業所が増えており、今後も利用の増加が見込まれるため、確保に努めます。

医療型児童発達支援や医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、現在は対象となる児童がいませんが、必要とする児童が確認された場合に備えて体制づくりを進めます。

4. 保育施設等における障がい児入所者数の見込み量

■見込み量

サービス名			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所	障がい児	人	20	20	20
放課後児童クラブ	障がい児	人	2	2	2

第4部 計画の推進

第1章 推進体制

1. 関係各課・関係機関・関係団体との連携

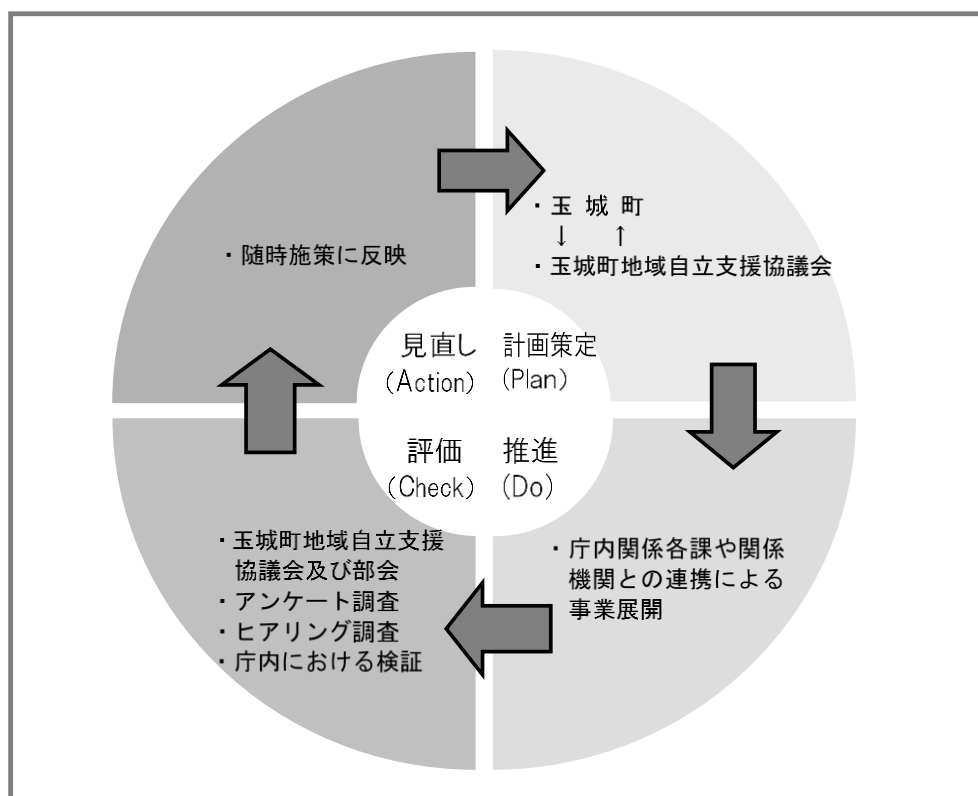
障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPOなど、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

また、障がいのある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全安心の支援体制などの充実を図ります。

2. 計画の点検・評価体制

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その推進状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取り組みを改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

計画の推進には障がいのある人等を取り巻く社会環境の変化と、障がいのある人のニーズの的確な把握に努める必要があることから、当事者団体や関係機関、サービス提供者等を構成員とする「玉城町地域自立支援協議会」及び、各部会を通じて、計画の進捗管理や点検・評価及び見直しを実施することで、この計画を推進します。



資 料 編

1. 玉城町地域自立支援協議会設置要綱

平成20年9月30日

告示第88号

(設置)

第1条 障害のある人やその家族が、障害の状態や年齢にかかわらず地域の中で安心して生活を送ることができるような地域づくりを行うため、関係者が共同して地域生活にかかわる課題を協議するため、玉城町地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(運営の委託)

第2条 町長は、協議会の運営について、適当であると認める社会福祉法人に対し、その一部又は全部を委託することができる。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 個別事例及び困難事例への対応のあり方に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (3) 障害福祉サービスに係る実態及び改善に関すること。
- (4) 玉城町障害福祉計画及び玉城町障害者基本計画の策定に関すること。
- (5) その他、必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、委員10名以内で組織し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健医療及び福祉の関係者
- (4) 前3項に掲げる者のほか、町長が必要と認めるもの

2 協議会に特定事項を協議する部会を設置することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第8条 会長が必要であると認めるときは、協議会に委員以外の出席を求め、その意見及び説明を聞くことができる。

(秘密の保持)

第9条 協議会の委員及び委員以外の出席者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、生活福祉課において行う。

2 協議会の庶務は、運営を委託した社会福祉法人に行わせることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、地域自立支援協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

(玉城町障害福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 玉城町障害福祉計画策定委員会設置要綱(平成18年玉城町告示第109号)は、廃止する。

2. 策定経過

日 時	内 容
平成 28 年度	
第 2 回玉城町地域自立支援協議会 平成 29 年 2 月 23 日（木）	○玉城町第 3 次障がい者基本計画・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画策定のための住民意識調査について
玉城町第 3 次障がい者基本計画・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画策定のための住民意識調査 平成 29 年 3 月 7 日（火）～平成 29 年 3 月 23 日（木）	
平成 29 年度	
第 1 回玉城町地域自立支援協議会 平成 29 年 6 月 14 日（水）	○玉城町障がい者基本計画・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画策定のための住民意識調査結果について ○玉城町第 2 次障がい者基本計画の進捗状況について
障がい当事者団体、玉城町地域自立支援協議会のそだん部会、しごと部会、くらし部会、こども部会に対し、ヒアリングを実施 平成 29 年 7 月～8 月	
第 2 回玉城町地域自立支援協議会 平成 29 年 9 月 19 日（火）	○玉城町第 3 次障がい者基本計画・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画の骨子（案）について
玉城町地域自立支援協議会しごと部会、くらし部会が提案書提出 平成 29 年 10 月	
第 3 回玉城町地域自立支援協議会 平成 29 年 11 月 21 日（火）	○玉城町第 3 次障がい者基本計画・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画素案について
玉城町第 3 次障がい者基本計画・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画素案についてのパブリックコメント実施 平成 30 年 1 月 5 日～平成 30 年 1 月 31 日	
第 4 回玉城町地域自立支援協議会 平成 30 年 2 月 16 日（金）	○玉城町第 3 次障がい者基本計画・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画案について

3. 玉城町地域自立支援協議会委員名簿

	選 出	所 属	氏 名	備 考
1	医療機関関係者	松阪厚生病院（医療福祉課長）	田 中 友 晴	
2	学職経験者	子育て教育相談者（わかば学園）	松 本 幸 治	
3	雇用関係者	玉城町商工会	永 崎 剛 正	
4	保健福祉関係者	三重済美学院	久保田 加奈子	
5		宮の里ミタスメモリアルホーム	榎 本 比呂美	～H29.10
			中 世 立 夫	H29.11～
6		玉城町社会福祉協議会	北 岡 知佐子	
7		手をつなぐ親の会	西 川 恒 夫	会長
8		身体障害者福祉会（副会長）	中 川 隆 由	
9		民生委員児童委員（障がい者部会長）	北 美知子	
10		一般公募による選考	牛 谷 能 人	

※敬称略、順不同

4. 用語説明

	用 語	説 明
あ行	アクセシビリティ	年齢や身体障がいの有無に関係なく、だれでも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
	NPO（NPO法人）	Non Profit Organization の略で民間非営利組織をいう。狭義では、特定非営利活動促進法に基づき都道府県知事または内閣総理大臣の認証を受けたNPO法人（特定非営利活動法人）をいう。
か行	協働	役割を分担して、相互に協力しながら事業を実施する体制をいう。まちづくりにおける協働は、住民、自治会や企業などの団体、そして行政など公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出しあい、そして連携と協力をする事。
	高次脳機能障がい	脳が部分的に損傷を受け、脳機能に何らかの障がいが生じている状態。高次脳機能障がいは、一般的には脳の損傷によって引き起こされる認知障がいと定義される。記憶障がいや失語症、遂行機能障がいといった障がいが含まれ、発する症状は脳が損傷を受けた部分によって異なる。
	合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。
さ行	自主防災組織	自主的な防災活動を実施することを目的とし、自治会などの地域住民を単位として組織された任意団体をいう。
	障害者基本法	障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和 45 年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成 5 年に「障害者基本法」として全面的に改正された。また、平成 16 年、平成 23 年に一部改正が行われている。
	障害者虐待	「障害者虐待防止法」の対象となる障がい者は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とされている。障害者手帳を取得していない場合も含まれる。具体的には、「身体的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」「心理的虐待」「放棄・放任」の虐待が挙げられる。
	障害者総合支援法	「障害者自立支援法」の一部が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称「障害者総合支援法」）に改題されたもの。
	障害者の権利に関する条約	平成 18 年 12 月、国連総会において採択され、障がいのある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加などを一般原則として規定し、障がいのある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとることなどを定めている。
	障害者優先調達推進法	国などによる障害者就労施設などからの物品などの調達の推進などに関し、障がいのある人の就労施設などの受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がいのある人の就労施設などが供給する物品などに対する需要の増進を図るための法律。施行は平成 25 年 4 月。
	情報通信技術（ICT）	情報・通信に関連する技術一般の総称で、学校教育の現場においても、このような機器を導入することで、わかりやすい授業環境の実現や、子どもたちの情報活用能力の育成の一翼を担うものとして期待されている。
	ジョブコーチ	「職場適応援助者」の別称。障がいのある人が一般の職場で就労するにあたり、障がいのある人・事業主及び当該者の家族に対して障がいのある人の職場適応に向けたきめ細かな人的支援を提供する専門職。

	用 語	説 明
さ行	成年後見制度	認知症や障がいにより判断能力が不十分であり、財産管理や契約を自ら行うことができない人を保護し、支援する制度。親族等（身寄りがない場合は市町村）の申し立てにより家庭裁判所が判断能力の程度にあわせて後見人等（後見人・補佐人・補助人）を選任する法定後見制度と、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、判断能力があるうちに自らが選んだ代理人と公正証書により身上監護や財産管理についての契約を結んでおく任意後見制度がある。
た行	地域包括ケア	障がいや加齢、疾病を起因として、生活に支援を要するようになったとしても住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活をできる限り続けられるよう、その人が必要とする支援に対応し、様々なサービスを継続的・包括的に提供していくもの。 介護保険においては、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるケアシステムの構築が進められている。
	特別支援教育 コーディネーター	校内の特別支援教育を推進するために、各校に配置されることが義務づけられているもので、現状では、特別支援学級の担任や、生徒指導担当の教職員がその役割を担っていることが多くなっている。主に、学校内の関係者や関係機関との連絡・調整、保護者に対する学校の相談窓口、校内支援体制づくりのまとめ役、担任への支援などを行う。
な行	日常生活自立支援 事業	認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。
	ネットワーク	様々な機関や団体、組織、個人などが相互に連携することにより新たな仕組みを生み出し、課題解決に役立つ機能を発揮する状態をいう。また、そのようなことをめざした、社会的・組織的つながりのこと。
は行	発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。
	バリアフリー	もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がいのある人だけではなく、すべての人にとって日常生活の中に存在する様々な（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられる。
	ピアサポート活動	同じような立場の人による対等なサポートを意味する。同じような障がいを持つ人やその家族などが相談相手となり、助言や支援を行う活動のこと。
	避難行動要支援者 名簿	高齢者、障がいのある人、乳幼児等のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人（避難行動要支援者）の名簿をいう。「災害対策基本法」の一部改正（平成 25 年 6 月）により、自治体による作成を義務づけること等が規定された。
	福祉避難所	災害時に高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児など、一般的な避難所では生活に支障を来す人を受け入れてケアする避難所。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。
	ボランティア	一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力などを他人や社会のために提供することをいう。その内容・形態は多様となっている。
ま行	民生委員児童委員	「民生委員法」により、住民の立場に立って生活上の相談に応じ、必要な援助を行う支援者として市町村に配置され、都道府県知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱する任期 3 年の職。「児童福祉法」の児童委員をかね、地域住民の福祉の増進を図る重要な役割を担っている。
や行	ユニバーサルデザイン	高齢であることや障がいの有無等に関わらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインすること。

玉城町第3次障がい者基本計画・
第5期障がい福祉計画・
第1期障がい児福祉計画

発行年月：平成30年3月

発行：玉城町

編集：玉城町生活福祉課

〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸114-2

TEL：0596-58-8203 FAX：0596-58-4494

地域包括支援室

〒519-0433 三重県度会郡玉城町勝田4876-1

玉城町保健福祉会館 内

TEL：0596-58-7373 FAX：0596-58-8688
